

国立大学法人鹿屋体育大学職員給与規則

〔平成16年4月1日
規則第25号〕

改正	平成17年11月2日 規則第10号	平成27年1月26日 規則第1号	令和4年4月18日 規則第27号
	平成17年12月1日 規則第12号	平成27年3月27日 規則第21号	令和4年7月1日 規則第36号
	平成18年3月24日 規則第7号	平成28年2月29日 規則第6号	令和5年1月25日 規則第2号
	平成19年3月22日 規則第30号	平成29年2月2日 規則第4号	令和5年10月20日 規則第24号
	平成20年2月7日 規則第1号	平成30年1月19日 規則第2号	令和6年1月22日 規則第2号
	平成20年3月19日 規則第7号	平成30年2月7日 規則第6号	令和6年6月25日 規則第16号
	平成21年6月23日 規則第9号	平成31年2月1日 規則第3号	令和7年1月28日 規則第2号
	平成21年11月30日 規則第17号	令和元年10月23日 規則第34号	令和7年3月19日 規則第11号
	平成22年3月30日 規則第6号	令和2年2月20日 規則第4号	令和7年6月24日 規則第17号
	平成22年11月30日 規則第14号	令和2年3月25日 規則第7号	令和8年1月29日 規則第6号
	平成23年3月31日 規則第17号	令和2年11月26日 規則第18号	令和8年2月27日 規則第9号
	平成24年4月5日 規則第4号	令和3年6月28日 規則第43号	令和8年3月19日 規則第13号
	平成25年10月30日 規則第17号	令和3年7月1日 規則第45号	

目次

- 第1章 総則（第1条－第10条）
- 第2章 本給（第11条－第20条）
- 第3章 諸手当（第21条－第34条）
- 第4章 給与の特例等（第35条－第38条）
- 第5章 雑則（第39条・第40条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学就業規則（平成16年規則第20号。以下「就業規則」という。）第23条の規定に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学（以下「本学」という。）に勤務する職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（給与の種類）

第2条 職員の給与は、本給及び諸手当として支給する。

2 諸手当は、本給調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異

動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特別勤務手当、入試手当及び公開講座手当とする。

（給与の支払日）

- 第3条 本給は、その月の21日（以下この項、第2項及び第3項において「支給定日」という。）に支給する。ただし、支給定日が就業規則第33条に規定する休日に当たるときは、当該日の直前の休日でない日に支給する。
- 2 本給調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び特別勤務手当は、その月の支給定日に支給する。
- 3 時間外勤務手当、休日手当、管理職員特別勤務手当、入試手当及び公開講座手当は、当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月の支給定日に支給する。
- 4 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日（この項において両日を「支給定日」という。）に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは前日に支給する。

（給与の支払）

- 第4条 職員の給与は、その全額を現金で直接職員に支払うものとする。ただし、法令に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の全額から、その金額を控除して支払うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員が給与につき自己の預貯金口座への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

（日割計算等）

- 第5条 新たに職員となった者には、その日から本給を支給し、昇給等により号給に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。
- 2 職員が退職し、又は解雇されたときは、その日まで本給を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで本給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により本給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その本給は、当該月の現日数から就業規則第33条、鹿屋体育大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則第3条及び第8条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（給与の即時払）

- 第6条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、職員又は権利者の請求があったときは、第3条の規定にかかわらず、すみやかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に関して係争があるときは、この限りでない。
- (1) 退職し、又は解雇されたとき
- (2) 職員が死亡したとき

（非常時払）

- 第7条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、本人から請求があったときは、第3条の規定にかかわらず、当該請求の日までの給与を速やかに支払う。
- (1) 本人又はその収入によって生計を維持する者が結婚し、又は出産したとき
- (2) 本人又はその収入によって生計を維持する者が疾病、死亡又は災害を受けたとき
- (3) 本人又はその収入によって生計を維持する者が帰郷の費用にあてるとき

（勤務時間1時間当たりの給与額の算出）

第8条 次条、第29条、第30条、第36条から第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給及び本給調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額を、毎年4月1日を起算日とした1年間における1月平均所定勤務時間で除して得た額とする。

(端数計算)

第9条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第10条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 本給

(本給)

第11条 本給は、次条の本給表の定める級及び号給に基づき決定する。

第12条 本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般職員本給表(一)(別表第1)
- (2) 一般職員本給表(二)(別表第2)
- (3) 教育職員本給表(別表第3)
- (4) 医療職員本給表(別表第4)

2 前項に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務分類基準及び級別の資格基準は、別に定める。

(初任給)

第13条 新たに職員として採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して、別に定めるところにより決定する。

(昇格)

第14条 職員の従事する職務及び勤務成績に応じ、1級上位の級に昇格させることができる。

第15条 前条の規定にかかわらず、職員が現に受けている級より上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

(降格)

第16条 職員を別に定めるところにより降任したときは、その者が従事する職務の下位の級に降格させることができる。

(本給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第17条 職員を本給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合、その者の職務の級は異動後の職務に応じ、決定する。

(昇給)

第18条 職員の昇給は、別に定める場合を除き、毎年1月1日に同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。
- 3 55歳（一般職員本給表（二）の適用を受ける職員にあっては57歳）を超える職員に関する前項の規定の適用については、その者の勤務成績が特に良好以上である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号給数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。
- 4 一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上の職員及び教育職員本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上である職員に関する第2項の規定の適用については、その者の勤務成績が特に良好以上である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号給数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。
- 5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 6 第1項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は別に定める。

第19条 削除

第20条 削除

第3章 諸手当

（本給調整額）

- 第21条 本給調整額は、職務の複雑、困難若しくは責任の程度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他勤務条件が、同じ職務の級に属する他の職員と比較して困難な業務に従事する職員に対して支給する。
- 2 前項の規定による本給の調整を行う職は、別表第5に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員欄に掲げる職員の占める職とする。
 - 3 職員に支給する本給調整額は、当該職員の職務の級に応じて別表第6に掲げる調整基本額にその者に係る別表第5の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

（管理職手当）

- 第22条 管理職手当は、別に定める管理又は監督の地位にある職（以下「管理職」という。）を占める職員に対して支給する。
- 2 管理職手当の月額、次の表に掲げる適用区分に応じた支給額とする。

一般職員本給表（一）

職務の級	適用区分	支 給 額
9 級	I 種	1 0 4 , 2 0 0 円
8 級	I 種	9 4 , 0 0 0 円
	II 種	8 2 , 2 0 0 円
7 級	II 種	7 7 , 4 0 0 円
	III 種	6 6 , 4 0 0 円
6 級	II 種	7 2 , 7 0 0 円
	III 種	6 2 , 3 0 0 円
	IV 種	5 1 , 9 0 0 円
5 級	III 種	5 9 , 5 0 0 円
	IV 種	4 9 , 6 0 0 円

4 級	Ⅲ種	5 5, 5 0 0 円
	Ⅳ種	4 6, 3 0 0 円

- 3 前項に規定する管理職手当の月額、所定の労働時間を超えて勤務した場合における手当相当額(ただし、当該勤務が深夜において行われた場合を除く。)を含むものとする。

(初任給調整手当)

- 第23条 初任給調整手当は、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする勤務箇所における職に新たに採用された職員に対して、月額52,100円を超えない範囲の額を採用された日から35年以内の期間、採用された日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。

(扶養手当)

- 第24条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般職員本給表(一)9級もしくは教育職員本給表6級の適用を受ける職員に対しては、支給しない。

- 2 前項に規定する扶養親族は、次の各号のいずれかに該当する者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものとする。

- (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円(一般職員本給表(一)8級もしくは教育職員本給表5級の適用を受ける職員にあっては、3,500円)とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族となる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(地域手当)

- 第25条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して別に定める地域に所在する国の機関、他の国立大学法人又は独立行政法人等(以下「国の機関等」という。)に常勤職員として6箇月以上勤務し、本学の人事交流施策に基づき引き続き本学の職員となった者に対して支給する。

- 2 地域手当の月額は、本給、本給調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、本学の職員となった日(次項において「異動日」という。)の前日において受けていた地域手当に相当する手当の支給割合を乗じて得た額とする。

- 3 地域手当は、異動日から3年を経過するまでの間に限り支給するものとし、当該異動日から1年を経過したときは、前項の支給割合に100分の80を乗じ、当該異動日から2年を経過した時は、前項の支給割合に100分の60を乗じて得た割合により支給するものとする。

- 4 前3項の規定にかかわらず、研修期間中の文部科学省関係機関職員行政実務研修参加職員に対しては地域手当を支給するものとし、その月額は、本給、本給調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、人事院規則9-49(地域手当)で定める支給地域に応じた支給割合を乗じて得た額とする。

(広域異動手当)

第25条の2 国の機関等の常勤職員であった者で、本学の人事交流施策に基づき引き続き本学の職員となった場合又は本学が移転した場合（以下この条において「異動等」という。）につき、別に定める方法により算定した国の機関等と本学との距離（異動等の日の前の日に在勤していた国の機関等と本学との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と本学との間の距離（異動等の直前の住居と本学との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と本学との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と本学との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、本給、本給調整額、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動に係る本学と国の機関等との間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に国の機関等への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として別に定める場合は、この限りではない。

(1) 300キロメートル以上 100分の10

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

- 2 前項の規定により広域異動手当が支給される職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過するまでの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当は支給しない。
- 3 前2項の規定により広域異動手当を支給することとなる職員が、第25条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前2項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前2項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 4 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(住居手当)

第26条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

- (1) 職員が居住するため住宅（貸間を含む。第2号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（本学、国の機関及び他の国立大学法人等より有料宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。）
 - (2) 第28条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（国の機関及び他の国立大学法人等より貸与されている有料宿舍その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている者又はこれらの者との権衡上必要があると認められるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第

1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員であるものについては、第1号に掲げる額及び第2号に掲げる額の合計額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

(通勤手当)

第27条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路等(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 別に定めるところにより算出した額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)。ただし、1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、55,000円

(2) 前項2号に掲げる職員 自動車等の使用距離に応じて次表に定める額

自動車等の使用距離	手 当 額
片道5km未満	2,000円
片道5km以上10km未満	4,200円
片道10km以上15km未満	7,300円
片道15km以上20km未満	10,400円
片道20km以上25km未満	13,500円
片道25km以上30km未満	16,600円
片道30km以上35km未満	19,700円
片道35km以上40km未満	22,800円
片道40km以上45km未満	25,900円
片道45km以上50km未満	29,100円
片道50km以上55km未満	32,300円
片道55km以上60km未満	35,500円
片道60km以上65km未満	38,700円
片道65km以上70km未満	42,200円

片道 7 0 km 以上 7 5 km 未満	4 5, 7 0 0 円
片道 7 5 km 以上 8 0 km 未満	4 9, 2 0 0 円
片道 8 0 km 以上 8 5 km 未満	5 2, 7 0 0 円
片道 8 5 km 以上 9 0 km 未満	5 6, 2 0 0 円
片道 9 0 km 以上 9 5 km 未満	5 9, 6 0 0 円
片道 9 5 km 以上 1 0 0 km 未満	6 3, 0 0 0 円
片道 1 0 0 km 以上	6 6, 4 0 0 円

- (3) 前項第 3 号に掲げる職員 1 箇月当たりの運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（当該額が 5 5, 0 0 0 円を超えるときは、5 5, 0 0 0 円）。ただし、自動車等の使用距離が片道 2 キロメートル未満である職員に支給する通勤手当の額は、第 1 号に定める額

- 3 自動車等（自転車を除く）を使用することを常例とする職員で、人事交流施策等により任命権者の命を受けて他機関へ異動または本学へ異動した職員のうち、本学から給与を支給する職員について、その経路の途中または出向先で有料駐車場を利用する必要がある場合は、5 0 0 0 円を超えない範囲で通勤手当を支給する。

（単身赴任手当）

第 2 8 条 単身赴任手当は、国の機関等の常勤職員であった者が、本学の人事交流施策に基づき引き続き本学の職員となり、これに伴い住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、異動の直前の住居から本学に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（権衡上必要があると認められる職員を含む。）に対して支給する。

- 2 単身赴任手当の月額、3 0, 0 0 0 円とする。ただし、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が 1 0 0 キロメートル以上ある場合については、次の表に掲げる交通距離の区分に応じて、その額に同表に定める額を加算するものとする。

交 通 距 離	加 算 額
1 0 0 km 以上 3 0 0 km 未満	8, 0 0 0 円
3 0 0 km 以上 5 0 0 km 未満	1 6, 0 0 0 円
5 0 0 km 以上 7 0 0 km 未満	2 4, 0 0 0 円
7 0 0 km 以上 9 0 0 km 未満	3 2, 0 0 0 円
9 0 0 km 以上 1, 1 0 0 km 未満	4 0, 0 0 0 円
1, 1 0 0 km 以上 1, 3 0 0 km 未満	4 6, 0 0 0 円
1, 3 0 0 km 以上 1, 5 0 0 km 未満	5 2, 0 0 0 円
1, 5 0 0 km 以上 2, 0 0 0 km 未満	5 8, 0 0 0 円
2, 0 0 0 km 以上 2, 5 0 0 km 未満	6 4, 0 0 0 円
2, 5 0 0 km 以上	7 0, 0 0 0 円

- 3 新たに本学の職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前 2 項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

（時間外勤務手当）

第29条 時間外勤務手当は、業務上の必要により、就業規則第31条第1項に規定する所定の勤務時間以外の時間に当該所定の勤務時間を超えて勤務を命じられた職員に対して、当該勤務を命じられ勤務した時間1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125（その勤務が午後10時から午前5時の間（以下「深夜」という。）において行われた場合は、100分の150）を乗じて得た額を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、管理職の職員については、時間外勤務手当を支給しない。ただし、その勤務が深夜において行われた場合は、勤務した時間1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額を時間外勤務相当手当として支給する。

（休日手当）

第30条 休日手当は、業務上の必要により、就業規則第33条に規定する休日（以下この条及び次条において「休日」という。）に勤務を命じられた職員に対して、当該休日勤務を命じられ勤務した時間1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の160）を乗じて得た額を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、休日の振替が行われた職員（振替後の休日に勤務した場合を除く。）、及び管理職の職員については、休日手当を支給しない。

（管理職員特別勤務手当）

第31条 管理職員特別勤務手当は、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により、次の各号に掲げる日に勤務をした管理職の職員に対して支給する。

(1) 休日

(2) 休日以外の日（午後10時から午前5時までの間に限る。）

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、次の表に掲げる適用区分に応じて同表に定める額とする。ただし、前項第1号の勤務1回の従事時間が6時間を超える場合には、同表に定める額に100分の150を乗じて得た額とする。

適用区分	手 当 額	
	前項第1号による勤務	前項第2号による勤務
I 種	12,000円	6,000円
II 種	10,000円	5,000円
III 種	8,500円	4,300円

3 次に掲げる場合には、前項の規定による第1項第2号にかかる管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、管理監督職員がした第1項第2号による勤務は、同項第1号による勤務とみなす。

(1) 第1項第1号の勤務をした後、引き続いて同項第2号の勤務をした場合

(2) 第1項第2号の勤務をした後、引き続いて同項第1号の勤務をした場合

（期末手当）

第32条 期末手当は、第3条第4項に規定する支給定日の属する月の初日（以下、この条、次条及び第35条において「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間等に応じて支給する。基準日前1箇月以内に退職（死亡を含む。以下この条において同じ。）し、若しくは就業規則第16条及び第17条の規定により解雇された職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員に対しては、期末手当を支給しない。

(1) 基準日に在職する者のうち、次に掲げる職員

- イ 無給休職者（就業規則第12条第1項の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）
 - ロ 刑事休職者（就業規則第12条第1項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）
 - ハ 就業規則第41条の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）のない者
 - ニ 就業規則第42条の規定により介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間のない者
 - ホ 停職者（就業規則第49条の規定により停職にされている職員をいう。）
- (2) 基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇された職員のうち、次に掲げる職員
- イ その退職し、又は解雇された日において前号のいずれかに該当する職員であった者
 - ロ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける職員となった者
 - ハ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において国の機関又は他の法人等の職員となった者（本学の在職期間を当該法人等の職員としての在職期間に通算することとされている法人等の職員に限る。）
- 3 前項に規定する場合のほか、期末手当を不支給又は一時差止とすることが適当と認められる事由がある職員については、期末手当を支給せず、又はその支給を一時差し止めることができる。
- 4 期末手当の額は、基準日又は退職等の日現在において職員が受けるべき期末手当基礎額（本給（本給調整額を含む。）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額をいう。）に、次の表（1）（この表において「特定幹部職員」とは、一般職員本給表（一）7級以上で次項の表（2）に定める者をいう。以下同じ。）に定める期別支給割合を乗じて得た額について、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の表（2）に定める在職期間別割合を乗じて得た額とする。

表（1）期別支給割合

一般の職員	特定幹部職員
100分の126.25	100分の106.25

表（2）在職期間別割合

在 職 期 間	割 合
6 箇 月	100分の100
5 箇 月 以上 6 箇 月 未 満	100分の80
3 箇 月 以上 5 箇 月 未 満	100分の60
3 箇 月 未 満	100分の30

- 5 前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、次の表（1）に定める職員については、本給及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）を、次の表（2）に定める特定幹部職員にあっては、本給月額に同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額を同項の期末手当基礎額とする。

表（1）役職段階別加算表

本 給 表	職 務 の 級	加 算 割 合
一般職員本給表（一）	9 級 ・ 8 級	100分の20
	7 級 ・ 6 級	100分の15
	5 級 ・ 4 級	100分の10

	3 級	1 0 0 分の 5
教育職員本給表	5 級	1 0 0 分の 1 5（別に定める者にあつては 1 0 0 分の 2 0）
	4 級・3 級	1 0 0 分の 1 0（4 級の職員のうち別に定める者にあつては 1 0 0 分の 1 5）
	2 級（別に定める者に限る。）	1 0 0 分の 5
医療職員本給表	3 級・2 級（別に定める者に限る。）	1 0 0 分の 5

表（2）管理職加算表

本 給 表	管理職手当の区分	加 算 割 合
一般職員本給表（一）	I 種	1 0 0 分の 1 5

（勤勉手当）

- 第 3 3 条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、別に定める場合を除き、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員（前条第 2 項第 2 号に定める職員を除く。）についても、同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、基準日に在職する職員のうち、次の各号のいずれかに該当する職員に対しては、勤勉手当を支給しない。
- (1) 就業規則第 1 2 条第 1 項の規定に基づく休職期間中の職員（業務上負傷した者等を除く。）
 - (2) 就業規則第 4 1 条の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間のない者
 - (3) 就業規則第 4 2 条の規定により介護休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間のない者
 - (4) 就業規則第 4 9 条の規定に基づく停職期間中の職員
- 3 前項に規定する場合のほか、勤勉手当を不支給又は一時差止とすることが適当と認められる事由がある職員については、勤勉手当を支給せず、又はその支給を一時差し止めることができる。
- 4 勤勉手当の額は、基準日又は退職等の日現在において職員が受けるべき本給（本給調整額を含む。）並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に、役職段階別加算額（特定幹部職員にあつては、その額に管理職加算額を加えた額）を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務期間に応じて次の表（1）に定める割合を乗じて得た額について、当該職員の職務について学長による勤務成績の証明に基づき次の表（2）に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に当該職員が基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額を加算した額に 1 0 0 分の 1 0 6 . 2 5（特定幹部職員にあつては、1 0 0 分の 1 2 6 . 2 5）を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

表（1）勤務期間割合

勤 務 期 間	割 合
6 箇月	1 0 0 分の 1 0 0
5 箇月 1 5 日以上 6 箇月未満	1 0 0 分の 9 5
5 箇月以上 5 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 9 0
4 箇月 1 5 日以上 5 箇月未満	1 0 0 分の 8 0
4 箇月以上 4 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 7 0

3 箇月 1 5 日以上 4 箇月未満	1 0 0 分の 6 0
3 箇月以上 3 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 5 0
2 箇月 1 5 日以上 3 箇月未満	1 0 0 分の 4 0
2 箇月以上 2 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 3 0
1 箇月 1 5 日以上 2 箇月未満	1 0 0 分の 2 0
1 箇月以上 1 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 1 5
1 5 日以上 1 箇月未満	1 0 0 分の 1 0
1 5 日未満	1 0 0 分の 5
零	零

表（２）成績率

勤務成績	一般の職員	特定幹部職員
特に優秀	1 0 0 分の 1 2 5 . 2 5 以上	1 0 0 分の 1 4 9 . 2 5 以上
	1 0 0 分の 3 1 8 . 2 5 以下	1 0 0 分の 3 7 8 . 7 5 以下
優秀	1 0 0 分の 1 1 3 . 7 5 以上	1 0 0 分の 1 3 4 . 7 5 以上
	1 0 0 分の 1 2 5 . 2 5 未満	1 0 0 分の 1 4 9 . 2 5 未満
良好	1 0 0 分の 1 0 2 . 2 5	1 0 0 分の 1 2 2 . 2 5
良好でない者	1 0 0 分の 1 0 2 . 2 5 未満	1 0 0 分の 1 2 2 . 2 5 未満

（特別勤務手当）

第 3 4 条 特別勤務手当は、著しく困難な業務又は専門的な知識を必要とする業務で、給与上特別の考慮を必要とするものとして学長が別に定める業務に従事する職員に対して支給する。

（入試手当）

第 3 4 条の 2 入試手当は、本学が実施する入学試験に係る特定の業務に従事した場合に支給する。

2 前項に規定する特定の業務及び入試手当の額は、次の表に掲げる適用区分及びそれに応じた支給額とする。

区 分		手 当 額
問題作成業務	学部入試	1 科目につき 5 , 0 0 0 円
	大学院入試	1 科目につき 5 , 0 0 0 円
問題点検業務	学部入試	1 科目につき 3 , 0 0 0 円
	大学院入試	1 科目につき 3 , 0 0 0 円（課程ごと）
答案採点業務	学部入試	1 時間につき 2 , 0 0 0 円
	大学院入試	1 時間につき 2 , 0 0 0 円

（公開講座手当）

第 3 4 条の 3 公開講座手当は、本学が実施する公開講座（鹿屋体育大学公開講座規則（平成 1 6 年 4 月 1 日規則第 1 3 号）第 2 条に定める講座）に係る業務に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、1時間につき3,000円とする。ただし、特段の事情がある場合には、総務委員会の意見を聴いて学長が別に定めることができる。

(学内非常勤講師手当)

第34条の4 学内非常勤講師手当は、本学の事務職員または医療職員が、教務委員会からの依頼により授業を担当した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、1時間につき5,000円とする。ただし、特段の事情がある場合には、総務委員会の意見を聴いて学長が別に定めることができる。

第4章 給与の特例等

(休職者の給与)

第35条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第12条第1項第1号に定める事由に該当して休職（以下この条において「病気休職」という。）にされたときは、その休職期間中、その者に給与の全額を支給する。

- 2 職員が前項の傷病以外の傷病により病気休職にされたときは、その休職期間が1年（結核性疾患にあっては2年）に達するまでは、その者に本給、本給調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の80を支給することができる。

- 3 職員が刑事事件に関して起訴され、就業規則第12条第1項第2号に定める事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中、その者に本給、本給調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれの100分の60以内を支給することができる。

- 4 職員が就業規則第12条第1項第3号に定める事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に本給、本給調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内（業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは100分の100以内）を支給することができる。

- 5 職員が就業規則第12条第1項第4号に定める事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者の休職事由に応じて本給、本給調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給し、又は無給とすることができる。

(育児休業等をしている職員の給与)

第36条 就業規則第41条の規定により育児休業等をしている職員の給与については、次の各号の定めるところによる。

(1) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

(2) 育児休業をしている職員のうち、第32条第1項又は第33条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（期末手当については、別に定めるこれに相当する期間を含む。）のある者については、前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。

(3) 職員が育児部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第38条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 職員が月の中途において育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合には、第5条の規定を準用して支給する。

- 3 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業した期間を引き続き勤務したものとみなして、号給を調整することができる。

(介護休業等をしている職員の給与)

第37条 就業規則第42条の規定により介護休業等をしている職員の給与については、次の各号の定めるところによる。

- (1) 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。
 - (2) 介護休業をしている職員のうち、第32条第1項又は第33条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）のある者については、前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。
 - (3) 職員が介護部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、次条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 2 職員が月の中途において介護休業を始め、又は介護休業の終了により職務に復帰した場合には、第5条の規定を準用して支給する。
- 3 介護休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業した期間を引き続き勤務したものとみなして、号給を調整することができる。

(給与の減額)

第38条 職員が勤務しないときは、就業規則第33条に規定する休日その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給の半額を減ずる。

第5章 雑則

(実施に関し必要な事項)

第39条 この規則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(この規則により難い場合の措置)

第40条 特別の事情によりこの規則によることができない場合又はこの規則によることが著しく不適當であると学長が認める場合は、別段の取り扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平17. 11. 2規則第10号）

この規則は、平成17年11月2日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平17. 12. 1規則第12号）

(施行期日)

第1条 この規則は、平成17年12月1日から施行する。

(職務の級における最高の号給を超える本給月額等の切替え等)

第2条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において国立大学法人鹿屋体育大学職員給与規則別表第1から別表第4までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の施行日における本給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

第3条 施行日前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号給又は本給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(雑則)

第4条 前2条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (平18.3.24規則第7号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

第2条 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え)

第3条 切替日の前日において国立大学法人鹿屋体育大学職員給与規則(以下「給与規則」という。)別表第1から別表第4までの本給表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次項及び次条に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(別に定める職員にあっては、別に定める期間。以下、「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号給とする。

2 前条後段の規定により新級を決定される職員(次条に規定する職員を除く。)の新号給は、新級、旧号給及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号給とする。

(職務の級における最高の号給を超える本給月額等の切替え)

第4条 切替日の前日において、給与規則別表第1から別表第4までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の切替日における号給は、新級における最高の号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第5条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

第6条 附則第2条から前条までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は本給月額は、給与規則(平成17年規則第12号)第2条の規定による改正前の給与規則又は一般職の職員の給与に関する法律(平成17年法律第113号。)附則第17条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(平成10年法律第120号。)附則第11項から第13項まで及びこれらに基づく人事院規則の規定に準じて定められたものでなければならない。

(本給の切替えに伴う経過措置)

第7条 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員(別に定める職員を除く。)には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

2 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められる

ときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。

- 3 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、本給を支給する。

第8条 前条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第32条第5項の規定の適用については、同項中「本給月額」とあるのは「本給月額と附則第7条の規定による本給の額との合計額」とする。

(平成22年3月31日までの間における給与規則の適用に関する特例)

第9条 平成22年3月31日までの間における次の表の上欄に掲げる給与規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第18条第2項		第18条第3項		
4号給	3号給	4号給	3号給	2号給
3号給	2号給	3号給	2号給	1号給

(地域手当に関する経過措置)

第10条 本学の職員となった日(以下「異動日」という。)の前日において調整手当に相当する手当を受けていた場合における当該職員に対する地域手当の支給に関する給与規則第25条の規定の適用については、同条第2項中「地域手当に相当する手当」とあるのは「調整手当に相当する手当」とする。

(本給調整額に関する経過措置)

第11条 給与規則第21条の本給調整額に係る経過措置は別に定める。

(管理職手当に関する経過措置)

第12条 附則第7条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第22条の規定の適用については、同条中「本給月額」とあるのは、「本給月額と附則第7条の規定による本給の額との合計額」とする。

(雑則)

第13条 前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則別表第1 職務の級の切替表(附則第2条関係)

本給表	旧級	新級
一般職員本給表(一)	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
教育職員本給表	5級	5級
		6級

附則別表第2 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号給の切替表(附則第3条関係)

イ 一般職員本給表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧 号 給	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1	3 月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12 月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3 月未満	1	2 5	5	1	9	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2 6	6	2	1 0	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	2 7	7	3	1 1	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	2 8	8	4	1 2	1	1	1	1	1
	12 月以上	5	2 9	9	5	1 3	1	1	1	1	1
3	3 月未満	5	2 9	9	5	1 3	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	3 0	1 0	6	1 4	2	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	3 1	1 1	7	1 5	3	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	3 2	1 2	8	1 6	4	1	1	1	1
	12 月以上	9	3 3	1 3	9	1 7	5	1	1	1	1
4	3 月未満	9	3 3	1 3	9	1 7	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	1 0	3 4	1 4	1 0	1 8	6	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	1 1	3 5	1 5	1 1	1 9	7	3	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	1 2	3 6	1 6	1 2	2 0	8	4	1	1	1
	12 月以上	1 3	3 7	1 7	1 3	2 1	9	5	1	1	1
5	3 月未満	1 3	3 7	1 7	1 3	2 1	9	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	1 4	3 8	1 8	1 4	2 2	1 0	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	1 5	3 9	1 9	1 5	2 3	1 1	7	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	1 6	4 0	2 0	1 6	2 4	1 2	8	4	1	1
	12 月以上	1 7	4 1	2 1	1 7	2 5	1 3	9	5	1	1
6	3 月未満	1 7	4 1	2 1	1 7	2 5	1 3	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	1 8	4 2	2 2	1 8	2 6	1 4	1 0	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	1 9	4 3	2 3	1 9	2 7	1 5	1 1	7	3	1
	9 月以上 12 月未満	2 0	4 4	2 4	2 0	2 8	1 6	1 2	8	4	1
	12 月以上	2 1	4 5	2 5	2 1	2 9	1 7	1 3	9	5	1
7	3 月未満	2 1	4 5	2 5	2 1	2 9	1 7	1 3	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	2 2	4 6	2 6	2 2	3 0	1 8	1 4	1 0	6	2
	6 月以上 9 月未満	2 3	4 7	2 7	2 3	3 1	1 9	1 5	1 1	7	3
	9 月以上 12 月未満	2 4	4 8	2 8	2 4	3 2	2 0	1 6	1 2	8	4
	12 月以上	2 5	4 9	2 9	2 5	3 3	2 1	1 7	1 3	9	5
8	3 月未満	2 5	4 9	2 9	2 5	3 3	2 1	1 7	1 3	9	5
	3 月以上 6 月未満	2 6	5 0	3 0	2 6	3 4	2 2	1 8	1 4	1 0	6
	6 月以上 9 月未満	2 7	5 1	3 1	2 7	3 5	2 3	1 9	1 5	1 1	7
	9 月以上 12 月未満	2 8	5 2	3 2	2 8	3 6	2 4	2 0	1 6	1 2	8
	12 月以上	2 9	5 3	3 3	2 9	3 7	2 5	2 1	1 7	1 3	9
9	3 月未満	2 9	5 3	3 3	2 9	3 7	2 5	2 1	1 7	1 3	9
	3 月以上 6 月未満	2 9	5 4	3 4	3 0	3 8	2 6	2 2	1 8	1 4	1 0
	6 月以上 9 月未満	3 0	5 5	3 5	3 1	3 9	2 7	2 3	1 9	1 5	1 1
	9 月以上 12 月未満	3 0	5 6	3 6	3 2	4 0	2 8	2 4	2 0	1 6	1 2

	12 月 以上	3 1	5 7	3 7	3 3	4 1	2 9	2 5	2 1	1 7	1 3
10	3 月 未 满	3 1	5 7	3 7	3 3	4 1	2 9	2 5	2 1	1 7	1 3
	3 月 以 上 6 月 未 满	3 1	5 8	3 8	3 4	4 2	3 0	2 6	2 2	1 8	1 4
	6 月 以 上 9 月 未 满	3 2	5 9	3 9	3 5	4 3	3 1	2 7	2 3	1 9	1 5
	9 月 以 上 12 月 未 满	3 2	6 0	4 0	3 6	4 4	3 2	2 8	2 4	2 0	1 6
	12 月 以上	3 3	6 1	4 1	3 7	4 5	3 3	2 9	2 5	2 1	1 7
11	3 月 未 满	3 3	6 1	4 1	3 7	4 5	3 3	2 9	2 5	2 1	1 7
	3 月 以 上 6 月 未 满	3 3	6 2	4 2	3 8	4 6	3 4	3 0	2 6	2 2	1 8
	6 月 以 上 9 月 未 满	3 3	6 3	4 3	3 9	4 7	3 5	3 1	2 7	2 3	1 9
	9 月 以 上 12 月 未 满	3 4	6 4	4 4	4 0	4 8	3 6	3 2	2 8	2 4	2 0
	12 月 以上	3 4	6 5	4 5	4 1	4 9	3 7	3 3	2 9	2 5	2 1
12	3 月 未 满	3 4	6 5	4 5	4 1	4 9	3 7	3 3	2 9	2 5	2 1
	3 月 以 上 6 月 未 满	3 4	6 6	4 6	4 2	5 0	3 8	3 4	3 0	2 6	2 2
	6 月 以 上 9 月 未 满	3 5	6 7	4 7	4 3	5 1	3 9	3 5	3 1	2 7	2 3
	9 月 以 上 12 月 未 满	3 5	6 8	4 8	4 4	5 2	4 0	3 6	3 2	2 8	2 4
	12 月 以上	3 5	6 9	4 9	4 5	5 3	4 1	3 7	3 3	2 9	2 5
13	3 月 未 满	3 5	6 9	4 9	4 5	5 3	4 1	3 7	3 3	2 9	2 5
	3 月 以 上 6 月 未 满	3 6	7 0	5 0	4 6	5 4	4 2	3 8	3 4	3 0	2 6
	6 月 以 上 9 月 未 满	3 6	7 1	5 1	4 7	5 5	4 3	3 9	3 5	3 1	2 7
	9 月 以 上 12 月 未 满	3 6	7 2	5 2	4 8	5 6	4 4	4 0	3 6	3 2	2 8
	12 月 以上	3 7	7 3	5 3	4 9	5 7	4 5	4 1	3 7	3 3	2 9
14	3 月 未 满	3 7	7 3	5 3	4 9	5 7	4 5	4 1	3 7	3 3	2 9
	3 月 以 上 6 月 未 满	3 7	7 4	5 4	4 9	5 8	4 6	4 2	3 8	3 4	3 0
	6 月 以 上 9 月 未 满	3 7	7 5	5 5	5 0	5 9	4 7	4 3	3 9	3 5	3 1
	9 月 以 上 12 月 未 满	3 7	7 6	5 6	5 0	6 0	4 8	4 4	4 0	3 6	3 2
	12 月 以上	3 8	7 7	5 7	5 1	6 1	4 9	4 5	4 1	3 7	3 3
15	3 月 未 满	3 8	7 7	5 7	5 1	6 1	4 9	4 5	4 1	3 7	3 3
	3 月 以 上 6 月 未 满	3 8	7 8	5 8	5 1	6 2	5 0	4 6	4 2	3 8	3 4
	6 月 以 上 9 月 未 满	3 8	7 9	5 9	5 2	6 3	5 1	4 7	4 3	3 9	3 5
	9 月 以 上 12 月 未 满	3 8	8 0	6 0	5 2	6 4	5 2	4 8	4 4	4 0	3 6
	12 月 以上	3 9	8 1	6 1	5 3	6 5	5 3	4 9	4 5	4 1	3 7
16	3 月 未 满	3 9	8 1	6 1	5 3	6 5	5 3	4 9	4 5	4 1	
	3 月 以 上 6 月 未 满	3 9	8 2	6 2	5 4	6 6	5 4	5 0	4 6	4 2	
	6 月 以 上 9 月 未 满	3 9	8 3	6 3	5 5	6 7	5 5	5 1	4 7	4 3	
	9 月 以 上 12 月 未 满	3 9	8 4	6 4	5 6	6 8	5 6	5 2	4 8	4 4	
	12 月 以上	4 0	8 5	6 5	5 7	6 9	5 7	5 3	4 9	4 5	
17	3 月 未 满		8 5	6 5	5 7	6 9	5 7	5 3	4 9	4 5	
	3 月 以 上 6 月 未 满		8 6	6 6	5 7	7 0	5 8	5 4	5 0	4 6	
	6 月 以 上 9 月 未 满		8 7	6 7	5 8	7 1	5 9	5 5	5 1	4 7	
	9 月 以 上 12 月 未 满		8 8	6 8	5 8	7 2	6 0	5 6	5 2	4 8	
	12 月 以上		8 9	6 9	5 9	7 3	6 1	5 7	5 3	4 9	
18	3 月 未 满		8 9	6 9	5 9	7 3	6 1	5 7	5 3	4 9	
	3 月 以 上 6 月 未 满		9 0	7 0	5 9	7 4	6 2	5 8	5 4	5 0	
	6 月 以 上 9 月 未 满		9 1	7 1	6 0	7 5	6 3	5 9	5 5	5 1	
	9 月 以 上 12 月 未 满		9 2	7 2	6 0	7 6	6 4	6 0	5 6	5 2	
	12 月 以上		9 3	7 3	6 1	7 7	6 5	6 1	5 7	5 3	
	3 月 未 满		9 3	7 3	6 1	7 7	6 5	6 1	5 7		

19	3 月以上 6 月未満		9 3	7 4	6 1	7 8	6 6	6 2	5 8		
	6 月以上 9 月未満		9 3	7 5	6 1	7 9	6 7	6 3	5 9		
	9 月以上 12 月未満		9 3	7 6	6 2	8 0	6 8	6 4	6 0		
	12 月以上		9 3	7 7	6 2	8 1	6 9	6 5	6 1		
20	3 月未満			7 7	6 2	8 1	6 9	6 5	6 1		
	3 月以上 6 月未満			7 8	6 2	8 2	7 0	6 6	6 2		
	6 月以上 9 月未満			7 9	6 3	8 3	7 1	6 7	6 3		
	9 月以上 12 月未満			8 0	6 3	8 4	7 2	6 8	6 4		
	12 月以上			8 1	6 3	8 5	7 3	6 9	6 5		
21	3 月未満			8 1	6 3	8 5	7 3	6 9	6 5		
	3 月以上 6 月未満			8 2	6 4	8 6	7 4	7 0	6 6		
	6 月以上 9 月未満			8 3	6 4	8 7	7 5	7 1	6 7		
	9 月以上 12 月未満			8 4	6 4	8 8	7 6	7 2	6 8		
	12 月以上			8 5	6 5	8 9	7 7	7 3	6 9		
22	3 月未満			8 5	6 5	8 9	7 7	7 3			
	3 月以上 6 月未満			8 6	6 5	9 0	7 8	7 4			
	6 月以上 9 月未満			8 7	6 6	9 1	7 9	7 5			
	9 月以上 12 月未満			8 8	6 6	9 2	8 0	7 6			
	12 月以上			8 9	6 7	9 3	8 1	7 7			
23	3 月未満			8 9	6 7	9 3	8 1				
	3 月以上 6 月未満			9 0	6 7	9 4	8 2				
	6 月以上 9 月未満			9 1	6 8	9 5	8 3				
	9 月以上 12 月未満			9 2	6 8	9 6	8 4				
	12 月以上			9 3	6 9	9 7	8 5				
24	3 月未満			9 3	6 9	9 7	8 5				
	3 月以上 6 月未満			9 4	7 0	9 8	8 6				
	6 月以上 9 月未満			9 5	7 1	9 9	8 7				
	9 月以上 12 月未満			9 6	7 2	100	8 8				
	12 月以上			9 7	7 3	101	8 9				
25	3 月未満			9 7	7 3	101					
	3 月以上 6 月未満			9 8	7 3	102					
	6 月以上 9 月未満			9 9	7 4	103					
	9 月以上 12 月未満			100	7 4	104					
	12 月以上			101	7 5	105					
26	3 月未満			101	7 5	105					
	3 月以上 6 月未満			102	7 5	106					
	6 月以上 9 月未満			103	7 6	107					
	9 月以上 12 月未満			104	7 6	108					
	12 月以上			105	7 7	109					
27	3 月未満			105	7 7						
	3 月以上 6 月未満			106	7 8						
	6 月以上 9 月未満			107	7 9						
	9 月以上 12 月未満			108	8 0						
	12 月以上			109	8 1						
28	3 月未満			109	8 1						
	3 月以上 6 月未満			110	8 2						
	6 月以上 9 月未満			111	8 3						

	9 月以上 12 月未滿			112	8 4						
	12 月以上			113	8 5						
29	3 月未滿			113							
	3 月以上 6 月未滿			114							
	6 月以上 9 月未滿			115							
	9 月以上 12 月未滿			116							
	12 月以上			117							
30	3 月未滿			117							
	3 月以上 6 月未滿			118							
	6 月以上 9 月未滿			119							
	9 月以上 12 月未滿			120							
	12 月以上			121							
31	3 月未滿			121							
	3 月以上 6 月未滿			122							
	6 月以上 9 月未滿			123							
	9 月以上 12 月未滿			124							
	12 月以上			125							
32	3 月未滿			125							
	3 月以上 6 月未滿			125							
	6 月以上 9 月未滿			125							
	9 月以上 12 月未滿			125							
	12 月以上			125							

ロ 一般職員本給表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧 号 給	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級
1	3 月未満		1	1
	3 月以上 6 月未満		1	1
	6 月以上 9 月未満		1	1
	9 月以上 12 月未満		1	1
	12 月以上		1	1
2	3 月未満	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	1
	9 月以上 12 月未満	4	4	1
	12 月以上	5	5	1
3	3 月未満	5	5	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	2
	6 月以上 9 月未満	7	7	3
	9 月以上 12 月未満	8	8	4
	12 月以上	9	9	5
4	3 月未満	9	9	5
	3 月以上 6 月未満	1 0	1 0	6
	6 月以上 9 月未満	1 1	1 1	7
	9 月以上 12 月未満	1 2	1 2	8
	12 月以上	1 3	1 3	9
5	3 月未満	1 3	1 3	9
	3 月以上 6 月未満	1 4	1 4	1 0
	6 月以上 9 月未満	1 5	1 5	1 1
	9 月以上 12 月未満	1 6	1 6	1 2
	12 月以上	1 7	1 7	1 3
6	3 月未満	1 7	1 7	1 3
	3 月以上 6 月未満	1 8	1 8	1 4
	6 月以上 9 月未満	1 9	1 9	1 5
	9 月以上 12 月未満	2 0	2 0	1 6
	12 月以上	2 1	2 1	1 7
7	3 月未満	2 1	2 1	1 7
	3 月以上 6 月未満	2 2	2 2	1 8
	6 月以上 9 月未満	2 3	2 3	1 9
	9 月以上 12 月未満	2 4	2 4	2 0
	12 月以上	2 5	2 5	2 1
8	3 月未満	2 5	2 5	2 1
	3 月以上 6 月未満	2 6	2 6	2 2
	6 月以上 9 月未満	2 7	2 7	2 3
	9 月以上 12 月未満	2 8	2 8	2 4
	12 月以上	2 9	2 9	2 5
9	3 月未満	2 9	2 9	2 5
	3 月以上 6 月未満	3 0	3 0	2 6
	6 月以上 9 月未満	3 1	3 1	2 7

	9 月以上 12 月未滿	3 2	3 2	2 8
	12 月以上	3 3	3 3	2 9
10	3 月未滿	3 3	3 3	2 9
	3 月以上 6 月未滿	3 4	3 4	3 0
	6 月以上 9 月未滿	3 5	3 5	3 1
	9 月以上 12 月未滿	3 6	3 6	3 2
	12 月以上	3 7	3 7	3 3
11	3 月未滿	3 7	3 7	3 3
	3 月以上 6 月未滿	3 8	3 8	3 4
	6 月以上 9 月未滿	3 9	3 9	3 5
	9 月以上 12 月未滿	4 0	4 0	3 6
	12 月以上	4 1	4 1	3 7
12	3 月未滿	4 1	4 1	3 7
	3 月以上 6 月未滿	4 2	4 2	3 8
	6 月以上 9 月未滿	4 3	4 3	3 9
	9 月以上 12 月未滿	4 4	4 4	4 0
	12 月以上	4 5	4 5	4 1
13	3 月未滿	4 5	4 5	4 1
	3 月以上 6 月未滿	4 6	4 6	4 2
	6 月以上 9 月未滿	4 7	4 7	4 3
	9 月以上 12 月未滿	4 8	4 8	4 4
	12 月以上	4 9	4 9	4 5
14	3 月未滿	4 9	4 9	4 5
	3 月以上 6 月未滿	5 0	5 0	4 6
	6 月以上 9 月未滿	5 1	5 1	4 7
	9 月以上 12 月未滿	5 2	5 2	4 8
	12 月以上	5 3	5 3	4 9
15	3 月未滿	5 3	5 3	4 9
	3 月以上 6 月未滿	5 4	5 4	5 0
	6 月以上 9 月未滿	5 5	5 5	5 1
	9 月以上 12 月未滿	5 6	5 6	5 2
	12 月以上	5 7	5 7	5 3
16	3 月未滿	5 7	5 7	5 3
	3 月以上 6 月未滿	5 8	5 8	5 4
	6 月以上 9 月未滿	5 9	5 9	5 5
	9 月以上 12 月未滿	6 0	6 0	5 6
	12 月以上	6 1	6 1	5 7
17	3 月未滿	6 1	6 1	5 7
	3 月以上 6 月未滿	6 2	6 2	5 8
	6 月以上 9 月未滿	6 3	6 3	5 9
	9 月以上 12 月未滿	6 4	6 4	6 0
	12 月以上	6 5	6 5	6 1
18	3 月未滿	6 5	6 5	6 1
	3 月以上 6 月未滿	6 6	6 6	6 2
	6 月以上 9 月未滿	6 7	6 7	6 3
	9 月以上 12 月未滿	6 8	6 8	6 4
	12 月以上	6 9	6 9	6 5

19	3 月未滿	6 9	6 9	6 5
	3 月以上 6 月未滿	7 0	7 0	6 5
	6 月以上 9 月未滿	7 1	7 1	6 6
	9 月以上 12 月未滿	7 2	7 2	6 6
	12 月以上	7 3	7 3	6 7
20	3 月未滿	7 3	7 3	6 7
	3 月以上 6 月未滿	7 4	7 4	6 7
	6 月以上 9 月未滿	7 5	7 5	6 8
	9 月以上 12 月未滿	7 6	7 6	6 8
	12 月以上	7 7	7 7	6 9
21	3 月未滿	7 7	7 7	6 9
	3 月以上 6 月未滿	7 8	7 8	7 0
	6 月以上 9 月未滿	7 9	7 9	7 1
	9 月以上 12 月未滿	8 0	8 0	7 2
	12 月以上	8 1	8 1	7 3
22	3 月未滿	8 1	8 1	7 3
	3 月以上 6 月未滿	8 2	8 2	7 3
	6 月以上 9 月未滿	8 3	8 3	7 4
	9 月以上 12 月未滿	8 4	8 4	7 4
	12 月以上	8 5	8 5	7 5
23	3 月未滿	8 5	8 5	7 5
	3 月以上 6 月未滿	8 6	8 6	7 5
	6 月以上 9 月未滿	8 7	8 7	7 6
	9 月以上 12 月未滿	8 8	8 8	7 6
	12 月以上	8 9	8 9	7 7
24	3 月未滿	8 9	8 9	7 7
	3 月以上 6 月未滿	9 0	9 0	7 7
	6 月以上 9 月未滿	9 1	9 1	7 8
	9 月以上 12 月未滿	9 2	9 2	7 8
	12 月以上	9 3	9 3	7 9
25	3 月未滿	9 3	9 3	7 9
	3 月以上 6 月未滿	9 4	9 4	7 9
	6 月以上 9 月未滿	9 5	9 5	8 0
	9 月以上 12 月未滿	9 6	9 6	8 0
	12 月以上	9 7	9 7	8 1
26	3 月未滿	9 7	9 7	8 1
	3 月以上 6 月未滿	9 8	9 8	8 2
	6 月以上 9 月未滿	9 9	9 9	8 3
	9 月以上 12 月未滿	100	100	8 4
	12 月以上	101	101	8 5
27	3 月未滿	101	101	8 5
	3 月以上 6 月未滿	102	102	8 5
	6 月以上 9 月未滿	103	103	8 6
	9 月以上 12 月未滿	104	104	8 6
	12 月以上	105	105	8 7
	3 月未滿	105	105	8 7
	3 月以上 6 月未滿	106	106	8 7

28	6 月以上 9 月未滿	107	107	8 8
	9 月以上 12 月未滿	108	108	8 8
	12 月以上	109	109	8 9
29	3 月未滿	109	109	8 9
	3 月以上 6 月未滿	110	110	9 0
	6 月以上 9 月未滿	111	111	9 1
	9 月以上 12 月未滿	112	112	9 2
	12 月以上	113	113	9 3
30	3 月未滿	113	113	9 3
	3 月以上 6 月未滿	114	114	9 3
	6 月以上 9 月未滿	115	115	9 4
	9 月以上 12 月未滿	116	116	9 4
	12 月以上	117	117	9 5
31	3 月未滿	117	117	9 5
	3 月以上 6 月未滿	118	118	9 5
	6 月以上 9 月未滿	119	119	9 6
	9 月以上 12 月未滿	120	120	9 6
	12 月以上	121	121	9 7
32	3 月未滿	121	121	
	3 月以上 6 月未滿	121	122	
	6 月以上 9 月未滿	121	123	
	9 月以上 12 月未滿	121	124	
	12 月以上	121	125	
33	3 月未滿		125	
	3 月以上 6 月未滿		126	
	6 月以上 9 月未滿		127	
	9 月以上 12 月未滿		128	
	12 月以上		129	

ハ 教育職員本給表の適用を受ける職員の新号給

旧 号 給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間				
1	3 月未満			1	1
	3 月以上 6 月未満			1	1
	6 月以上 9 月未満			1	1
	9 月以上 12 月未満			1	1
	12 月以上			1	1
2	3 月未満	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	2	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	3	1
	9 月以上 12 月未満	4	4	4	1
	12 月以上	5	5	5	1
3	3 月未満	5	5	5	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	6	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	7	1
	9 月以上 12 月未満	8	8	8	1
	12 月以上	9	9	9	1
4	3 月未満	9	9	9	1
	3 月以上 6 月未満	1 0	1 0	1 0	2
	6 月以上 9 月未満	1 1	1 1	1 1	3
	9 月以上 12 月未満	1 2	1 2	1 2	4
	12 月以上	1 3	1 3	1 3	5
5	3 月未満	1 3	1 3	1 3	5
	3 月以上 6 月未満	1 4	1 4	1 4	6
	6 月以上 9 月未満	1 5	1 5	1 5	7
	9 月以上 12 月未満	1 6	1 6	1 6	8
	12 月以上	1 7	1 7	1 7	9
6	3 月未満	1 7	1 7	1 7	9
	3 月以上 6 月未満	1 8	1 8	1 8	1 0
	6 月以上 9 月未満	1 9	1 9	1 9	1 1
	9 月以上 12 月未満	2 0	2 0	2 0	1 2
	12 月以上	2 1	2 1	2 1	1 3
7	3 月未満	2 1	2 1	2 1	1 3
	3 月以上 6 月未満	2 2	2 2	2 2	1 4
	6 月以上 9 月未満	2 3	2 3	2 3	1 5
	9 月以上 12 月未満	2 4	2 4	2 4	1 6
	12 月以上	2 5	2 5	2 5	1 7
8	3 月未満	2 5	2 5	2 5	1 7
	3 月以上 6 月未満	2 6	2 6	2 6	1 8
	6 月以上 9 月未満	2 7	2 7	2 7	1 9
	9 月以上 12 月未満	2 8	2 8	2 8	2 0
	12 月以上	2 9	2 9	2 9	2 1
9	3 月未満	2 9	2 9	2 9	2 1
	3 月以上 6 月未満	3 0	3 0	3 0	2 2
	6 月以上 9 月未満	3 1	3 1	3 1	2 3

	9 月以上 12 月未満	3 2	3 2	3 2	2 4
	12 月以上	3 3	3 3	3 3	2 5
10	3 月未満	3 3	3 3	3 3	2 5
	3 月以上 6 月未満	3 4	3 4	3 4	2 6
	6 月以上 9 月未満	3 5	3 5	3 5	2 7
	9 月以上 12 月未満	3 6	3 6	3 6	2 8
	12 月以上	3 7	3 7	3 7	2 9
11	3 月未満	3 7	3 7	3 7	2 9
	3 月以上 6 月未満	3 8	3 8	3 8	3 0
	6 月以上 9 月未満	3 9	3 9	3 9	3 1
	9 月以上 12 月未満	4 0	4 0	4 0	3 2
	12 月以上	4 1	4 1	4 1	3 3
12	3 月未満	4 1	4 1	4 1	3 3
	3 月以上 6 月未満	4 2	4 2	4 2	3 4
	6 月以上 9 月未満	4 3	4 3	4 3	3 5
	9 月以上 12 月未満	4 4	4 4	4 4	3 6
	12 月以上	4 5	4 5	4 5	3 7
13	3 月未満	4 5	4 5	4 5	3 7
	3 月以上 6 月未満	4 6	4 6	4 6	3 8
	6 月以上 9 月未満	4 7	4 7	4 7	3 9
	9 月以上 12 月未満	4 8	4 8	4 8	4 0
	12 月以上	4 9	4 9	4 9	4 1
14	3 月未満	4 9	4 9	4 9	4 1
	3 月以上 6 月未満	5 0	5 0	5 0	4 2
	6 月以上 9 月未満	5 1	5 1	5 1	4 3
	9 月以上 12 月未満	5 2	5 2	5 2	4 4
	12 月以上	5 3	5 3	5 3	4 5
15	3 月未満	5 3	5 3	5 3	4 5
	3 月以上 6 月未満	5 4	5 4	5 4	4 6
	6 月以上 9 月未満	5 5	5 5	5 5	4 7
	9 月以上 12 月未満	5 6	5 6	5 6	4 8
	12 月以上	5 7	5 7	5 7	4 9
16	3 月未満	5 7	5 7	5 7	4 9
	3 月以上 6 月未満	5 8	5 8	5 8	5 0
	6 月以上 9 月未満	5 9	5 9	5 9	5 1
	9 月以上 12 月未満	6 0	6 0	6 0	5 2
	12 月以上	6 1	6 1	6 1	5 3
17	3 月未満	6 1	6 1	6 1	5 3
	3 月以上 6 月未満	6 2	6 2	6 2	5 4
	6 月以上 9 月未満	6 3	6 3	6 3	5 5
	9 月以上 12 月未満	6 4	6 4	6 4	5 6
	12 月以上	6 5	6 5	6 5	5 7
18	3 月未満	6 5	6 5	6 5	5 7
	3 月以上 6 月未満	6 6	6 6	6 6	5 8
	6 月以上 9 月未満	6 7	6 7	6 7	5 9
	9 月以上 12 月未満	6 8	6 8	6 8	6 0
	12 月以上	6 9	6 9	6 9	6 1

19	3 月未滿	6 9	6 9	6 9	6 1
	3 月以上 6 月未滿	7 0	7 0	7 0	6 2
	6 月以上 9 月未滿	7 1	7 1	7 1	6 3
	9 月以上 12 月未滿	7 2	7 2	7 2	6 4
	12 月以上	7 3	7 3	7 3	6 5
20	3 月未滿	7 3	7 3	7 3	6 5
	3 月以上 6 月未滿	7 4	7 4	7 4	6 6
	6 月以上 9 月未滿	7 5	7 5	7 5	6 7
	9 月以上 12 月未滿	7 6	7 6	7 6	6 8
	12 月以上	7 7	7 7	7 7	6 9
21	3 月未滿	7 7	7 7	7 7	6 9
	3 月以上 6 月未滿	7 8	7 8	7 8	7 0
	6 月以上 9 月未滿	7 9	7 9	7 9	7 1
	9 月以上 12 月未滿	8 0	8 0	8 0	7 2
	12 月以上	8 1	8 1	8 1	7 3
22	3 月未滿	8 1	8 1	8 1	7 3
	3 月以上 6 月未滿	8 2	8 2	8 2	7 4
	6 月以上 9 月未滿	8 3	8 3	8 3	7 5
	9 月以上 12 月未滿	8 4	8 4	8 4	7 6
	12 月以上	8 5	8 5	8 5	7 7
23	3 月未滿	8 5	8 5	8 5	7 7
	3 月以上 6 月未滿	8 6	8 6	8 6	7 8
	6 月以上 9 月未滿	8 7	8 7	8 7	7 9
	9 月以上 12 月未滿	8 8	8 8	8 8	8 0
	12 月以上	8 9	8 9	8 9	8 1
24	3 月未滿	8 9	8 9	8 9	8 1
	3 月以上 6 月未滿	9 0	9 0	9 0	8 2
	6 月以上 9 月未滿	9 1	9 1	9 1	8 3
	9 月以上 12 月未滿	9 2	9 2	9 2	8 4
	12 月以上	9 3	9 3	9 3	8 5
25	3 月未滿	9 3	9 3	9 3	8 5
	3 月以上 6 月未滿	9 4	9 4	9 4	8 6
	6 月以上 9 月未滿	9 5	9 5	9 5	8 7
	9 月以上 12 月未滿	9 6	9 6	9 6	8 8
	12 月以上	9 7	9 7	9 7	8 9
26	3 月未滿	9 7	9 7	9 7	8 9
	3 月以上 6 月未滿	9 8	9 8	9 8	9 0
	6 月以上 9 月未滿	9 9	9 9	9 9	9 1
	9 月以上 12 月未滿	100	100	100	9 2
	12 月以上	101	101	101	9 3
27	3 月未滿	101	101	101	
	3 月以上 6 月未滿	102	102	102	
	6 月以上 9 月未滿	103	103	103	
	9 月以上 12 月未滿	104	104	104	
	12 月以上	105	105	105	
	3 月未滿	105	105	105	
	3 月以上 6 月未滿	106	106	106	

28	6 月以上 9 月未満	107	107	107	
	9 月以上 12 月未満	108	108	108	
	12 月以上	109	109	109	
29	3 月未満	109	109		
	3 月以上 6 月未満	110	110		
	6 月以上 9 月未満	111	111		
	9 月以上 12 月未満	112	112		
	12 月以上	113	113		
30	3 月未満	113	113		
	3 月以上 6 月未満	114	114		
	6 月以上 9 月未満	115	115		
	9 月以上 12 月未満	116	116		
	12 月以上	117	117		
31	3 月未満	117	117		
	3 月以上 6 月未満	118	118		
	6 月以上 9 月未満	119	119		
	9 月以上 12 月未満	120	120		
	12 月以上	121	121		
32	3 月未満	121	121		
	3 月以上 6 月未満	122	122		
	6 月以上 9 月未満	123	123		
	9 月以上 12 月未満	124	124		
	12 月以上	125	125		
33	3 月未満	125	125		
	3 月以上 6 月未満	126	126		
	6 月以上 9 月未満	127	127		
	9 月以上 12 月未満	128	128		
	12 月以上	129	129		
34	3 月未満	129	129		
	3 月以上 6 月未満	130	130		
	6 月以上 9 月未満	131	131		
	9 月以上 12 月未満	132	132		
	12 月以上	133	133		
35	3 月未満	133			
	3 月以上 6 月未満	134			
	6 月以上 9 月未満	135			
	9 月以上 12 月未満	136			
	12 月以上	137			
36	3 月未満	137			
	3 月以上 6 月未満	138			
	6 月以上 9 月未満	139			
	9 月以上 12 月未満	140			
	12 月以上	141			
37	3 月未満	141			
	3 月以上 6 月未満	142			
	6 月以上 9 月未満	143			
	9 月以上 12 月未満	144			

	12 月 以上	145			
38	3 月 未 滿	145			
	3 月 以上 6 月 未 滿	146			
	6 月 以上 9 月 未 滿	147			
	9 月 以上 12 月 未 滿	148			
	12 月 以上	149			
外 1	3 月 未 滿	149	133	109	9 3
	3 月 以上 6 月 未 滿	150	134	110	9 4
	6 月 以上 9 月 未 滿	151	135	111	9 5
	9 月 以上 12 月 未 滿	152	136	112	9 6
	12 月 以上	153	137	113	9 7
外 2	3 月 未 滿	153	137	113	9 7
	3 月 以上 6 月 未 滿	154	138	114	9 8
	6 月 以上 9 月 未 滿	155	139	115	9 9
	9 月 以上 12 月 未 滿	156	140	116	100
	12 月 以上	157	141	117	101
外 3	3 月 未 滿	157	141	117	101
	3 月 以上 6 月 未 滿	157	141	117	101
	6 月 以上 9 月 未 滿	157	141	117	101
	9 月 以上 12 月 未 滿	157	141	117	101
	12 月 以上	157	141	117	101

二 医療職員本給表の適用を受ける職員の新号給

旧 号 給	旧 級	1 級	2 級	3 級
	経過期間			
1	3 月未満			1
	3 月以上 6 月未満			1
	6 月以上 9 月未満			1
	9 月以上 12 月未満			1
	12 月以上			1
2	3 月未満	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	2
	6 月以上 9 月未満	3	3	3
	9 月以上 12 月未満	4	4	4
	12 月以上	5	5	5
3	3 月未満	5	5	5
	3 月以上 6 月未満	6	6	6
	6 月以上 9 月未満	7	7	7
	9 月以上 12 月未満	8	8	8
	12 月以上	9	9	9
4	3 月未満	9	9	9
	3 月以上 6 月未満	1 0	1 0	1 0
	6 月以上 9 月未満	1 1	1 1	1 1
	9 月以上 12 月未満	1 2	1 2	1 2
	12 月以上	1 3	1 3	1 3
5	3 月未満	1 3	1 3	1 3
	3 月以上 6 月未満	1 4	1 4	1 4
	6 月以上 9 月未満	1 5	1 5	1 5
	9 月以上 12 月未満	1 6	1 6	1 6
	12 月以上	1 7	1 7	1 7
6	3 月未満	1 7	1 7	1 7
	3 月以上 6 月未満	1 8	1 8	1 8
	6 月以上 9 月未満	1 9	1 9	1 9
	9 月以上 12 月未満	2 0	2 0	2 0
	12 月以上	2 1	2 1	2 1
7	3 月未満	2 1	2 1	2 1
	3 月以上 6 月未満	2 2	2 2	2 2
	6 月以上 9 月未満	2 3	2 3	2 3
	9 月以上 12 月未満	2 4	2 4	2 4
	12 月以上	2 5	2 5	2 5
8	3 月未満	2 5	2 5	2 5
	3 月以上 6 月未満	2 6	2 6	2 6
	6 月以上 9 月未満	2 7	2 7	2 7
	9 月以上 12 月未満	2 8	2 8	2 8
	12 月以上	2 9	2 9	2 9
9	3 月未満	2 9	2 9	2 9
	3 月以上 6 月未満	3 0	3 0	3 0
	6 月以上 9 月未満	3 1	3 1	3 1

	9 月以上 12 月未満	3 2	3 2	3 2
	12 月以上	3 3	3 3	3 3
10	3 月未満	3 3	3 3	3 3
	3 月以上 6 月未満	3 4	3 4	3 4
	6 月以上 9 月未満	3 5	3 5	3 5
	9 月以上 12 月未満	3 6	3 6	3 6
	12 月以上	3 7	3 7	3 7
11	3 月未満	3 7	3 7	3 7
	3 月以上 6 月未満	3 8	3 8	3 8
	6 月以上 9 月未満	3 9	3 9	3 9
	9 月以上 12 月未満	4 0	4 0	4 0
	12 月以上	4 1	4 1	4 1
12	3 月未満	4 1	4 1	4 1
	3 月以上 6 月未満	4 2	4 2	4 2
	6 月以上 9 月未満	4 3	4 3	4 3
	9 月以上 12 月未満	4 4	4 4	4 4
	12 月以上	4 5	4 5	4 5
13	3 月未満	4 5	4 5	4 5
	3 月以上 6 月未満	4 6	4 6	4 6
	6 月以上 9 月未満	4 7	4 7	4 7
	9 月以上 12 月未満	4 8	4 8	4 8
	12 月以上	4 9	4 9	4 9
14	3 月未満	4 9	4 9	4 9
	3 月以上 6 月未満	5 0	5 0	5 0
	6 月以上 9 月未満	5 1	5 1	5 1
	9 月以上 12 月未満	5 2	5 2	5 2
	12 月以上	5 3	5 3	5 3
15	3 月未満	5 3	5 3	5 3
	3 月以上 6 月未満	5 4	5 4	5 4
	6 月以上 9 月未満	5 5	5 5	5 5
	9 月以上 12 月未満	5 6	5 6	5 6
	12 月以上	5 7	5 7	5 7
16	3 月未満	5 7	5 7	5 7
	3 月以上 6 月未満	5 8	5 8	5 8
	6 月以上 9 月未満	5 9	5 9	5 9
	9 月以上 12 月未満	6 0	6 0	6 0
	12 月以上	6 1	6 1	6 1
17	3 月未満	6 1	6 1	6 1
	3 月以上 6 月未満	6 2	6 2	6 2
	6 月以上 9 月未満	6 3	6 3	6 3
	9 月以上 12 月未満	6 4	6 4	6 4
	12 月以上	6 5	6 5	6 5
18	3 月未満	6 5	6 5	6 5
	3 月以上 6 月未満	6 6	6 6	6 6
	6 月以上 9 月未満	6 7	6 7	6 7
	9 月以上 12 月未満	6 8	6 8	6 8
	12 月以上	6 9	6 9	6 9

19	3 月未滿	6 9	6 9	6 9
	3 月以上 6 月未滿	7 0	7 0	7 0
	6 月以上 9 月未滿	7 1	7 1	7 1
	9 月以上 12 月未滿	7 2	7 2	7 2
	12 月以上	7 3	7 3	7 3
20	3 月未滿	7 3	7 3	7 3
	3 月以上 6 月未滿	7 4	7 4	7 4
	6 月以上 9 月未滿	7 5	7 5	7 5
	9 月以上 12 月未滿	7 6	7 6	7 6
	12 月以上	7 7	7 7	7 7
21	3 月未滿	7 7	7 7	7 7
	3 月以上 6 月未滿	7 8	7 8	7 8
	6 月以上 9 月未滿	7 9	7 9	7 9
	9 月以上 12 月未滿	8 0	8 0	8 0
	12 月以上	8 1	8 1	8 1
22	3 月未滿	8 1	8 1	8 1
	3 月以上 6 月未滿	8 2	8 2	8 2
	6 月以上 9 月未滿	8 3	8 3	8 3
	9 月以上 12 月未滿	8 4	8 4	8 4
	12 月以上	8 5	8 5	8 5
23	3 月未滿	8 5	8 5	8 5
	3 月以上 6 月未滿	8 6	8 6	8 6
	6 月以上 9 月未滿	8 7	8 7	8 7
	9 月以上 12 月未滿	8 8	8 8	8 8
	12 月以上	8 9	8 9	8 9
24	3 月未滿	8 9	8 9	8 9
	3 月以上 6 月未滿	9 0	9 0	9 0
	6 月以上 9 月未滿	9 1	9 1	9 1
	9 月以上 12 月未滿	9 2	9 2	9 2
	12 月以上	9 3	9 3	9 3
25	3 月未滿	9 3	9 3	9 3
	3 月以上 6 月未滿	9 4	9 4	9 4
	6 月以上 9 月未滿	9 5	9 5	9 5
	9 月以上 12 月未滿	9 6	9 6	9 6
	12 月以上	9 7	9 7	9 7
26	3 月未滿	9 7	9 7	9 7
	3 月以上 6 月未滿	9 8	9 8	9 8
	6 月以上 9 月未滿	9 9	9 9	9 9
	9 月以上 12 月未滿	100	100	100
	12 月以上	101	101	101
27	3 月未滿	101	101	101
	3 月以上 6 月未滿	102	102	102
	6 月以上 9 月未滿	103	103	103
	9 月以上 12 月未滿	104	104	104
	12 月以上	105	105	105
	3 月未滿	105	105	105
	3 月以上 6 月未滿	106	106	106

28	6 月以上 9 月未満	107	107	107
	9 月以上 12 月未満	108	108	108
	12 月以上	109	109	109
29	3 月未満	109	109	109
	3 月以上 6 月未満	110	110	110
	6 月以上 9 月未満	111	111	111
	9 月以上 12 月未満	112	112	112
	12 月以上	113	113	113
30	3 月未満	113	113	113
	3 月以上 6 月未満	114	114	114
	6 月以上 9 月未満	115	115	115
	9 月以上 12 月未満	116	116	116
	12 月以上	117	117	117
31	3 月未満	117	117	117
	3 月以上 6 月未満	118	118	118
	6 月以上 9 月未満	119	119	119
	9 月以上 12 月未満	120	120	120
	12 月以上	121	121	121
32	3 月未満	121	121	
	3 月以上 6 月未満	122	122	
	6 月以上 9 月未満	123	123	
	9 月以上 12 月未満	124	124	
	12 月以上	125	125	
33	3 月未満	125	125	
	3 月以上 6 月未満	126	126	
	6 月以上 9 月未満	127	127	
	9 月以上 12 月未満	128	128	
	12 月以上	129	129	
34	3 月未満	129	129	
	3 月以上 6 月未満	130	130	
	6 月以上 9 月未満	131	131	
	9 月以上 12 月未満	132	132	
	12 月以上	133	133	
35	3 月未満	133	133	
	3 月以上 6 月未満	134	134	
	6 月以上 9 月未満	135	135	
	9 月以上 12 月未満	136	136	
	12 月以上	137	137	
36	3 月未満	137	137	
	3 月以上 6 月未満	138	138	
	6 月以上 9 月未満	139	139	
	9 月以上 12 月未満	140	140	
	12 月以上	141	141	
37	3 月未満	141	141	
	3 月以上 6 月未満	142	142	
	6 月以上 9 月未満	143	143	
	9 月以上 12 月未満	144	144	

	12 月 以上	145	145	
38	3 月 未 滿	145	145	
	3 月 以上 6 月 未 滿	146	146	
	6 月 以上 9 月 未 滿	147	147	
	9 月 以上 12 月 未 滿	148	148	
	12 月 以上	149	149	
39	3 月 未 滿	149		
	3 月 以上 6 月 未 滿	150		
	6 月 以上 9 月 未 滿	151		
	9 月 以上 12 月 未 滿	152		
	12 月 以上	153		
40	3 月 未 滿	153		
	3 月 以上 6 月 未 滿	154		
	6 月 以上 9 月 未 滿	155		
	9 月 以上 12 月 未 滿	156		
	12 月 以上	157		
41	3 月 未 滿	157		
	3 月 以上 6 月 未 滿	158		
	6 月 以上 9 月 未 滿	159		
	9 月 以上 12 月 未 滿	160		
	12 月 以上	161		

附則別表第3 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられて
いる職務の級である職員の号給の切替表（附則第3条関係）

イ 旧級が教育職員本給表の5級である職員の新号給

旧 号 給	旧 級	5 級	6 級
	経過期間		
1	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
2	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
3	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
4	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
5	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
6	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	1
	6 月以上 9 月未満	3	1
	9 月以上 12 月未満	4	1
	12 月以上	5	1
7	3 月未満	5	1
	3 月以上 6 月未満	6	1
	6 月以上 9 月未満	7	1
	9 月以上 12 月未満	8	1
	12 月以上	9	1
8	3 月未満	9	1
	3 月以上 6 月未満	1 0	1
	6 月以上 9 月未満	1 1	1
	9 月以上 12 月未満	1 2	1
	12 月以上	1 3	1
	3 月未満	1 3	1

9	3 月以上 6 月未満	1 4	1
	6 月以上 9 月未満	1 5	1
	9 月以上 12 月未満	1 6	1
	12 月以上	1 7	1
10	3 月未満	1 7	1
	3 月以上 6 月未満	1 8	1
	6 月以上 9 月未満	1 9	1
	9 月以上 12 月未満	2 0	1
	12 月以上	2 1	1
11	3 月未満	2 1	1
	3 月以上 6 月未満	2 2	1
	6 月以上 9 月未満	2 3	1
	9 月以上 12 月未満	2 4	1
	12 月以上	2 5	1
12	3 月未満	2 5	1
	3 月以上 6 月未満	2 6	1
	6 月以上 9 月未満	2 7	1
	9 月以上 12 月未満	2 8	1
	12 月以上	2 9	1
13	3 月未満	2 9	1
	3 月以上 6 月未満	3 0	1
	6 月以上 9 月未満	3 1	1
	9 月以上 12 月未満	3 2	1
	12 月以上	3 3	1
14	3 月未満	3 3	1
	3 月以上 6 月未満	3 4	1
	6 月以上 9 月未満	3 5	1
	9 月以上 12 月未満	3 6	1
	12 月以上	3 7	1
15	3 月未満	3 7	1
	3 月以上 6 月未満	3 8	1
	6 月以上 9 月未満	3 9	1
	9 月以上 12 月未満	4 0	1
	12 月以上	4 1	1
16	3 月未満	4 1	1
	3 月以上 6 月未満	4 2	1
	6 月以上 9 月未満	4 3	1
	9 月以上 12 月未満	4 4	1
	12 月以上	4 5	1
17	3 月未満	4 5	1
	3 月以上 6 月未満	4 6	1
	6 月以上 9 月未満	4 7	1
	9 月以上 12 月未満	4 8	1
	12 月以上	4 9	1
18	3 月未満	4 9	1
	3 月以上 6 月未満	5 0	1
	6 月以上 9 月未満	5 1	1

	9 月以上 12 月未満	5 2	1
	12 月以上	5 3	1
19	3 月未満	5 3	1
	3 月以上 6 月未満	5 4	1
	6 月以上 9 月未満	5 5	1
	9 月以上 12 月未満	5 6	1
	12 月以上	5 7	1
20	3 月未満	5 7	1
	3 月以上 6 月未満	5 8	2
	6 月以上 9 月未満	5 9	3
	9 月以上 12 月未満	6 0	4
	12 月以上	6 1	5
21	3 月未満	6 1	5
	3 月以上 6 月未満	6 2	6
	6 月以上 9 月未満	6 3	7
	9 月以上 12 月未満	6 4	8
	12 月以上	6 5	9
22	3 月未満	6 5	9
	3 月以上 6 月未満	6 6	9
	6 月以上 9 月未満	6 7	1 0
	9 月以上 12 月未満	6 8	1 0
	12 月以上	6 9	1 1
23	3 月未満	6 9	1 1
	3 月以上 6 月未満	7 0	1 1
	6 月以上 9 月未満	7 1	1 2
	9 月以上 12 月未満	7 2	1 2
	12 月以上	7 3	1 3

附 則（平 1 9 . 3 . 2 2 規則第 3 0 号）

（施行期日）

第 1 条 この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 2 3 年 3 月 3 1 日までの間における管理職手当に関する経過措置）

第 2 条 第 2 2 条の規定による管理職手当の支給額が経過措置基準額に達しないことになる職員には、当該管理職手当の支給額のほか、当該管理職手当の支給額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当の支給額として支給する。

- (1) 平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日まで 1 0 0 分の 1 0 0
- (2) 平成 2 0 年 4 月 1 日から平成 2 1 年 3 月 3 1 日まで 1 0 0 分の 7 5
- (3) 平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで 1 0 0 分の 5 0
- (4) 平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで 1 0 0 分の 2 5

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の適用区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) この規則の施行日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた本給表と同一の本給表の適用を受ける職員（以下「同一本給表適用職員」という。）であって、同日に属していた職務の級よりも下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、相当適用区分職員（同日において占めていた改正前のこの規則第 2 2 条に規定する適用

区分（以下「旧適用区分」という。）に相当する第２２条に規定する適用区分を占める職員。第３号において同じ） 同日にその者が受けていた管理職手当の支給額

(2) 同一本給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、下位適用区分相当職員（旧適用区分より低い区分に相当する第２２条に規定する適用区分を占める職員。第４号において同じ。）

同日に当該旧適用区分よりも低い適用区分に相当する第２２条に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の支給額

(3) 同一本給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級よりも下位の職務の級に属するもののうち、相当適用区分職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の支給額

(4) 同一本給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級よりも下位の職務の級に属するもののうち、下位適用区分相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧適用区分より低い適用区分に相当する第２２条に規定する適用区分を適用したならばその者が受けることとなる管理職手当の支給額

(5) 施行日以後に本給表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに本給表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当の支給額

（広域異動手当に関する経過措置）

第３条 平成２０年３月３１日までの間においては、第２５条の２第１項第１号中「１００分の６」とあるのは「１００分の４」と、同項第２号中「１００分の３」とあるのは「１００分の２」とする。

第４条 第２５条の２の規定は、平成１６年４月２日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員が異動した場合についても適用する。この場合において、同条第１項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成１９年４月１日から当該異動等の日以後」とする。

第５条 職員が一の日に国の機関等から他の国の機関等を経て本学へ異動したときは、最初の異動の直前の国の機関等から本学へ直接異動したものとみなして取り扱うものとする。

附 則（平２０．２．７規則第１号）

この規則は、平成２０年２月７日から施行し、平成１９年４月１日から適用する。

ただし、改正後の第３３条第４項の規定は、平成１９年１１月３０日から適用する。

附 則（平２０．３．１９規則第７号）

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平２１．６．２３規則第９号）

（施行期日）

第１条 この規則は、平成２１年６月２３日から施行し、平成２１年６月１日から適用する。

（平成２１年６月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

第２条 平成２１年６月に支給する期末手当及び勤勉手当に関して、次のとおりとする。

(1) 第３２条第４項中表（１）の支給定日６月３０日の期別支給割合を下表のとおりとする。

支給定日	一般の職員	特定幹部職員
６月３０日	１００分の１２５	１００分の１１０

(2) 第３３条第４項中「１００分の７５」とあるのは「１００分の７０」と、「１００分の９５」とあるのは「１００分の８５」とし、表（２）成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	一般の職員	特定幹部職員
------	-------	--------

特に優秀	100分の87以上 100分の140以下	100分の106以上 100分の170以下
優秀	100分の77以上 100分の87未満	100分の94以上 100分の106未満
良好	100分の67	100分の82
良好でない者	100分の67未満	100分の82未満

附 則（平21. 11. 30規則第17号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成21年12月1日から施行する。

（本給に関する経過措置）

第2条 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、本給月額とその差額に相当する額との合計額に100分の99.76を乗じて得た額を本給として支給する。

（期末手当に関する経過措置）

第3条 前条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第32条第4項及び同条第5項の規定の適用については、同項中「本給月額」とあるのは「本給月額と前条の規定によるその差額に相当する額との合計額に100分の99.76を乗じて得た額」とする。

（勤勉手当に関する経過措置）

第4条 附則第2条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第33条第4項の規定の適用については、同項中「本給月額」とあるのは「本給月額と附則第2条の規定によるその差額に相当する額との合計額に100分の99.76を乗じて得た額」とする。

（本給調整額に関する経過措置）

第5条 給与規則第21条の本給調整額に係る経過措置は別の定めにより算出した額に100分の99.76を乗じて得た額とする。

（管理職手当に関する経過措置）

第6条 附則第2条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第22条の規定の適用については、附則（平19. 3. 22規則第30号）第2条により算出した額に100分の99.76を乗じて得た額とする。

（平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

第7条 平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関して、次のとおりとする。

(1) 第32条第4項中表（1）の支給定日12月10日の期別支給割合を下表のとおりとする。

支給定日	特定幹部職員
12月10日	100分の125

(2) 第33条第4項中「100分の90」とあるのは「100分の95」とし、表（2）成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	特定幹部職員
特に優秀	100分の119以上 100分の190以下
優秀	100分の105.5以上 100分の119未満
良好	100分の92
良好でない者	100分の92未満

附 則（平 2 2 . 3 . 3 0 規則第 6 号）
この規則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 2 . 1 1 . 3 0 規則第 1 4 号）
（施行期日）

第 1 条 この規則は、平成 2 2 年 1 2 月 1 日から施行する。

（5 5 歳を超える職員の本給月額の減額支給等）

第 2 条 当分の間、5 5 歳を超える職員（次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員でその職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以下であるもの、一般職員本給表（二）、医療職員本給表の適用を受ける職員除く。）に対する本給月額の支給に当たっては、当該職員が 5 5 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後、当該職員の本給月額から、当該本給月額に 1 0 0 分の 1 . 5 を乗じて得た額に相当する額（その額を当該本給月額から減じた額が当該職員の属する職務の級の最低の号給の本給月額に達しない場合にあっては、当該本給月額を当該職員の本給月額から減じた額）を減ずる。

2 前項の適用を受ける職員に対する地域手当の支給について、その者の地域手当の月額から、前項の規定により減ずる額に相当する額に地域手当の支給割合を乗じて得た額を減ずる。

3 第 1 項の適用を受ける職員に対する広域異動手当の支給について、前項の規定を準用する。

4 第 1 項の適用を受ける職員に係る勤務 1 時間当たりの給与額の算出並びに当該職員に対する期末手当、勤勉手当、休職者の給与の支給について、前 3 項の規定を準用する。

本給表	職務の級
一般職員本給表（一）	5 級
教育職員本給表	4 級

（平成 2 3 年 4 月 1 日における号給の調整）

第 3 条 平成 2 3 年 4 月 1 日において 4 3 歳に満たない職員（職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。）のうち、平成 2 2 年 1 月 1 日に昇給抑制を受けた者（復職時調整等において昇給抑制を受けた者を含む。）の平成 2 3 年 4 月 1 日における号給を 1 号給上位の号給とする。

（本給に関する経過措置）

第 4 条 平成 1 8 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の本給月額が、同日において受けていた本給月額（この改定の実施の日において次に掲げる職員である者にあっては、当該本給月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるものには、本給月額のほか、その差額に相当する額（附則第 2 条の適用を受ける職員にあっては、当該額から、当該額に附則第 2 条第 1 項に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額）を本給として支給する。

(1) 附則（平 2 1 . 1 1 . 3 0 規則第 1 7 号）第 2 条に掲げる職員であった者（(2)において「平成 2 1 年度減額改定対象職員」という。） 1 0 0 分の 9 9 . 5 9

(2) 平成 2 1 年度減額改定対象職員以外の職員 1 0 0 分の 9 9 . 8 3

（期末手当に関する経過措置）

第 5 条 前条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第 3 2 条第 4 項及び同条第 5 項の規定の適用については、同項中「本給月額」とあるのは前条の規定を準用する。

（勤勉手当に関する経過措置）

第6条 附則第4条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第33条第4項の規定の適用については、同項中「本給月額」とあるのは附則第4条の規定を準用する。

(本給調整額に関する経過措置)

第7条 附則第4条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第21条の本給調整額に係る経過措置は附則第4条の規定を準用する。

(管理職手当に関する経過措置)

第8条 附則第4条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第22条の規定の適用については、附則第4条の規定を準用する。

2 給与規則第22条の管理職手当に係る経過措置については、人事院規則9-17(俸給の特別調整額)の規定を準用する。

(平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

第9条 平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関して、次のとおりとする。

(1) 給与規則第32条第4項中表(1)の支給定日12月10日の期別支給割合を下表のとおりとする。

支給定日	一般の職員	特定幹部職員
12月10日	100分の135	100分の115

(2) 給与規則第33条第4項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」とし、表(2)成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	一般の職員	特定幹部職員
特に優秀	100分の81以上 100分の130以下	100分の107以上 100分の170以下
優秀	100分の71.5以上 100分の81未満	100分の94.5以上 100分の107未満
良好	100分の62	100分の82
良好でない者	100分の62未満	100分の82未満

附 則 (平23.3.31規則第17号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平24.4.5規則第4号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成24年4月5日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

(55歳を超える職員の本給月額の減額支給等)

第2条 当分の間、55歳を超える職員(次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員でその職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以下であるもの、一般職員本給表(二)、医療職員本給表の適用を受ける職員除く。)に対する本給月額の支給に当たっては、当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員の本給月額から、当該本給月額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額(その額を当該本給月額から減じた額が当該職員の属する職務の級の最低の号給の本給月額に達しない場合にあっては、当該本給月額を当該職員の本給月額から減じた額)を減ずる。

2 前項の適用を受ける職員に対する地域手当の支給について、その者の地域手当の月額から、前項の規定により減ずる額に相当する額に地域手当の支給割合を乗じて得た額を減ずる。

3 第1項の適用を受ける職員に対する広域異動手当の支給について、前項の規定を準用する。

4 第1項の適用を受ける職員に係る勤務1時間当たりの給与額の算出並びに当該職員に対する

期末手当、勤勉手当、休職者の給与の支給について、前3項の規定を準用する。

本給表	職務の級
一般職員本給表(一)	5 級
教育職員本給表	4 級

(平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号給の調整)

- 第3条 平成24年4月1日において人事院規則で定める年齢に満たない職員（同日において、職員でその職務の級における最高の号給を受けるものであるもの（以下この条において「除外職員」という。）を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の給与規則第18条の規定による昇給その他の号給の決定の状況（以下この条において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成24年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員にあっては、2号給）上位の号給とする。
- 2 平成25年4月1日において人事院規則で定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員にあっては、2号給）上位の号給とする。
- 3 平成26年4月1日において人事院規則で定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員にあっては、2号給）上位の号給とする。

(本給に関する経過措置)

- 第4条 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の本給月額が、同日において受けていた本給月額（この改定の実施の日において次に掲げる職員である者にあっては、当該本給月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるものには、平成26年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（附則第2条の適用を受ける職員にあっては、当該額から、当該額に附則第2条第1項に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額）を本給として支給する。
- (1) 附則（平21.11.30規則第17号）第2条に掲げる職員であった者（(2)において「平成21年度減額改定対象職員」という。） 100分の99.1
- (2) 平成21年度減額改定対象職員以外の職員 100分の99.34

(期末手当に関する経過措置)

- 第5条 前条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第32条第4項及び同条第5項の規定の適用については、同項中「本給月額」とあるのは前条の規定を準用する。

(勤勉手当に関する経過措置)

第6条 附則第4条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第33条第4項の規定の適用については、同項中「本給月額」とあるのは附則第4条の規定を準用する。

(本給調整額に関する経過措置)

第7条 附則第4条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第21条の本給調整額に係る経過措置は附則第4条の規定を準用する。

(管理職手当に関する経過措置)

第8条 附則第4条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第22条の規定の適用については、附則第4条の規定を準用する。

2 給与規則第22条の管理職手当に係る経過措置については、人事院規則9-17（俸給の特別調整額）の規定を準用する。

附 則（平25.10.30規則第17号）

この規則は、平成25年10月30日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
ただし、第18条第3項の規定は、平成26年1月1日から適用する。

附 則（平27.1.26規則第1号）

(施行期日等)

第1条 この規則は、平成27年1月26日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、第33条第4項の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

第2条 適用日前に職務の級を異にして異動した職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第3条 改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

(平成27年1月1日における昇給に関する特例)

第4条 平成27年1月1日における第18条第2項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」とする。

附 則（平27.3.27規則第21号）

(施行期日)

第1条 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成22年改正附則の一部改正)

第2条 平成22年改正附則第2条第1項中「当分の間」とあるのは、「平成30年3月31日までの間」とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第3条 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(本給の切替えに伴う経過措置)

第4条 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年改正附則第2条の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる級を超える者（以下この項におい

て「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した後に特定職員となった場合には、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を本給として支給する。

2 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。

3 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、本給を支給する。

(本給を基礎とする手当に関する経過措置)

第5条 前条の規定による本給を支給される職員については、本給を基礎とする手当額の算出において、その基礎額に前条の規定による本給の額を含めるものとする。

(広域異動手当に関する特例)

第6条 切替日から平成28年3月31日までの間においては、第25条の2第1項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

(単身赴任手当に関する特例)

第7条 切替日から平成30年3月31日までの間においては、第28条第2項中「30,000円」とあるのは「26,000円」とする。

(雑則)

第8条 前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (平28.2.29規則第6号)

(施行期日等)

第1条 この規則は、平成28年2月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、改正後の第27条第2項、第28条第2項及び第33条第4項の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(通勤手当の支給に関する特例措置)

第2条 平成28年4月1日において、改正前の第27条第2項第1号及び第3号に規定の支給単位期間内にある者については、当該支給単位期間終了後の翌月から改正後の同条同項同号の規定による手当額を支給するものとする。

(平成27年3月27日改正附則の一部改正)

第3条 平成27年3月27日改正附則第7条中「平成30年3月31日までの間」とあるのは、「平成28年3月31日までの間」とする。

(平成27年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

第4条 平成27年12月に支給する勤勉手当に関して、改正前の第33条第4項中「100分の75」とあるのは「100分の85」と、「100分の95」とあるのは「100分の105」とし、表(2)成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	一般の職員	特定幹部職員
特に優秀	100分の106以上 100分の170以下	100分の132以上 100分の210以下
優秀	100分の94以上 100分の106未満	100分の117以上 100分の132未満
良好	100分の82	100分の102
良好でない者	100分の82未満	100分の102未満

(給与の内払)

第5条 改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (平29. 2. 2規則第4号)

(施行期日等)

第1条 この規則は、平成29年2月2日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
ただし、改正後の第24条の規定は平成29年4月1日、第33条第4項の規定は平成29年12月1日から適用する。

(扶養手当の見直しに関する特例措置)

第2条 第24条の規定にかかわらず、扶養手当の月額、平成32年3月31日までは下表のとおりとする。なお、下表の適用職員については、一般職員本給表(一)8級もしくは教育職本給表5級の適用を受ける職員については「8級相当」、一般職員本給表(一)9級もしくは教育職本給表6級の適用を受ける職員については「9級相当」、8級相当及び9級相当以外の職員は「特定級外」という。なお、平成29年度において、配偶者がなく、第24条第2項第2号と第3号から第6号の双方を扶養する場合には、第2号を1人目の扶養親族とする。

該当する扶養親族 (第 2 4 条第 2 項)		適用対象 職員	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	平成 3 1 年度
第 1 号		特定級外	1 0 , 0 0 0	6 , 5 0 0	6 , 5 0 0
		8 級相当	1 0 , 0 0 0	6 , 5 0 0	3 , 5 0 0
		9 級相当	1 0 , 0 0 0	6 , 5 0 0	3 , 5 0 0
第 2 号		—	8 , 0 0 0	1 0 , 0 0 0	1 0 , 0 0 0
第 3 号から第 6 号		特定級外	6 , 5 0 0	6 , 5 0 0	6 , 5 0 0
		8 級相当	6 , 5 0 0	6 , 5 0 0	3 , 5 0 0
		9 級相当	6 , 5 0 0	6 , 5 0 0	3 , 5 0 0
配偶者が不在 場合の 1 人目	第 2 号	—	1 0 , 0 0 0	(配偶者がいる場合と同様の 額)	
	第 3 号か ら第 6 号	特定級外	9 , 0 0 0		
		8 級相当	9 , 0 0 0		
		9 級相当	9 , 0 0 0		

(平成28年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

第3条 平成28年12月に支給する勤勉手当に関して、第33条第4項中「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」とし、表(2)成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	一般の職員	特定幹部職員
特に優秀	100分の112以上 100分の180以下	100分の138以上 100分の220以下
優秀	100分の99.5以上 100分の112未満	100分の122.5以上 100分の138未満
良好	100分の87	100分の107
良好でない者	100分の87未満	100分の107未満

(給与の内払)

第4条 改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則（平30. 1. 19規則第2号）
（施行期日等）

第1条 この規則は、平成30年1月19日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、改正後の第33条第4項の規定は平成29年12月1日から適用する。

（平成29年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第2条 平成29年12月に支給する勤勉手当に関して、第33条第4項中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の110」とあるのは「100分の115」とし、表（2）成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	一般の職員	特定幹部職員
特に優秀	100分の115以上 100分の190以下	100分の139以上 100分の230以下
優秀	100分の103. 5以上 100分の115未満	100分の124. 5以上 100分の139未満
良好	100分の92	100分の102
良好でない者	100分の92未満	100分の102未満

（55歳を超える職員の本給月額減額支給等の廃止）

第3条 附則（平24. 4. 5規則第4号）第2条にある「当分の間」は「平成30年3月31日までの間」とする。

（平成30年4月1日における号給の調整）

第4条 平成30年4月1日において人事院規則で定める年齢に満たない職員（同日において、職員でその職務の級における最高の号給を受けるものであるものを除く。）のうち、平成27年1月1日の第18条の規定による昇給その他の号給の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成30年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

（給与の内払）

第5条 改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

（雑則）

第6条 前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則（平30. 2. 7規則第6号）
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平31. 2. 1規則第3号）
（施行期日等）

第1条 この規則は、平成31年2月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、改正後の第33条第4項の規定は平成30年12月1日から適用する。

第2条 第32条第4項表（1）の規定は平成31年4月1日から適用する。

（平成30年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第3条 平成30年12月に支給する勤勉手当に関して、第33条第4項中「100分の92. 5」とあるのは「100分の95」と、「100分の112. 5」とあるのは「100分の115」とし、表（2）成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	一般の職員	特定幹部職員
特に優秀	100分の115以上 100分の190以下	100分の139以上 100分の230以下

優秀	100分の103.5以上 100分の115未満	100分の124.5以上 100分の139未満
良好	100分の92	100分の102
良好でない者	100分の92未満	100分の102未満

(給与の内払)

第4条 改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (令元. 10. 23規則第34号)

この規則は、令和元年10月23日から施行する。ただし、改正後の第34条の3の規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令2. 2. 20規則第4号)

(施行期日等)

第1条 この規則は、令和2年2月20日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、改正後の第33条第4項の規定は令和元年12月1日から適用する。

(令和元年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

第2条 令和元年12月に支給する勤勉手当に関して、第33条第4項中「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の115」とあるのは「100分の117.5」とし、表(2)成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	一般の職員	特定幹部職員
特に優秀	100分の117.5以上 100分の195以下	100分の141.5以上 100分の235以下
優秀	100分の106以上 100分の117.5未満	100分の127以上 100分の141.5未満
良好	100分の94.5	100分の114.5
良好でない者	100分の94.5未満	100分の114.5未満

(給与の内払)

第3条 改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (令2. 3. 25規則第7号)

(施行期日等)

第1条 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(住居手当に関する経過措置)

第2条 施行日の前日において同条の規定による改正前の第26条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当する者(人事院規則9-146(令和元年改正法附則第3条の規定による住居手当)の規定で除外することとされている職員を除く)に対しては、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、改正後の第26条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で人事院規則の定める額。第2号において「旧手当額」という。)から2,

000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の第26条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から改正後の第26条の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則9-54((住居手当)の一部を改正する人事院規則)及び人事院規則9-146(令和元年改正法附則第3条の規定による住居手当)の規定を準用する。

(雑則)

第3条 前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (令和2.11.26規則第18号)

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

附 則 (令和3.6.28規則第43号)

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

附 則 (令和3.7.1規則第45号)

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則 (令和4.4.18規則第27号)

この規則は、令和4年4月18日から施行し、令和4年4月13日から適用する。ただし、改正後の第33条第5項の規定は令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和4.7.1規則第36号)

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

附 則 (令5.1.25規則第2号)

(施行期日等)

第1条 この規則は、令和5年1月25日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

ただし、改正後の第33条第4項の規定は令和4年12月1日から適用する。

(令和4年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

第2条 令和4年12月に支給する勤勉手当に関して、第33条第4項中「100分の100」とあるのは「100分の105」と、「100分の120」とあるのは「100分の125」とし、表(2)成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	一般の職員	特定幹部職員
特に優秀	100分の124以上 100分の210以下	100分の148以上 100分の250以下
優秀	100分の112.5以上 100分の124未満	100分の133.5以上 100分の148未満
良好	100分の101	100分の121
良好でない者	100分の101未満	100分の121未満

(給与の内払)

第3条 改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則（令 5. 1 0. 2 0 規則第 2 4 号）
（施行期日等）

第 1 条 この規則は、令和 5 年 1 0 月 2 0 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
（6 0 歳に達した職員の本給月額の減額支給等）

第 2 条 当分の間、職員の本給月額は、当該職員が 6 0 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（附則第 2 条第 3 項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される本給表の本給月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た額（当該額に、5 0 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、5 0 円以上 1 0 0 円未満の端数が生じたときはこれを 1 0 0 円に切り上げるものとする。）とする。

2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

（1）臨時的職員その他の任期を定めて雇用される職員

（2）就業規則第 2 条第 1 項に規定する、常時本学に勤務する教員

（3）鹿屋体育大学事務系職員の人事に関する規則（平成 1 6 年規則第 2 2 号。以下「職員人事規則」という。）第 6 条の 5 第 1 項の規定により、同規則第 6 条の 2 第 2 項に規定する異動日（同規則第 6 条の 5 第 1 項又は第 2 項の規定により延長された異動日を含む。）を延長された同規則第 6 条の 2 第 2 項に規定する管理監督職を占める職員

3 職員人事規則第 6 条の 2 第 2 項の規定による管理監督職以外の職への降任等をされた職員であつて、当該管理監督職以外の職への降任をされた日（以下この項及び附則第 2 条第 5 項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第 2 条第 1 項の規定により当該職員の受ける本給月額（以下この項において「特定日本給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた本給月額に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た額（当該額に、5 0 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、5 0 円以上 1 0 0 円未満の端数が生じたときはこれを 1 0 0 円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎本給月額」という。）に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第 2 条第 1 項の規定により当該職員の受ける本給月額のほか、基礎本給月額と特定日本給月額との差額に相当する額を本給として支給する。

4 前項の規定による本給の額と当該本給を支給される職員の受ける本給月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎本給月額と特定日本給月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額と当該職員の受ける本給月額」とする。

5 異動日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（附則第 2 条第 1 項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第 2 条第 3 項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける本給月額のほか、別に定めるところにより、前 2 項の規定に準じて算出した額を本給として支給する。

6 附則第 2 条第 3 項又は前項の規定による本給を支給される職員以外の附則第 2 条第 1 項の規定を受ける職員であつて、雇用の事情を考慮して当該本給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける本給月額のほか、別の定めるところにより、前 3 項の規定に準じて算出した額を本給として支給する。

7 附則第 2 条第 3 項又は前 2 項の規定による本給を支給される職員に対する第 3 2 条第 5 項（第 3 4 条第 4 項における「管理職加算額」を含む。）の規定の適用については、同項中、「本給月額」とあるのは、「本給月額と附則第 2 条第 3 項、第 2 条第 5 項又は第 2 条第 6 項の規定による本給の額との合計額」とする。

附 則（令 6． 1． 2 2 規則第 2 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規則は、令和 6 年 1 月 2 2 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
ただし、改正後の第 3 2 条第 4 項及び第 3 3 条第 4 項の規定は令和 5 年 1 2 月 1 日から適用する。

（令和 5 年 1 2 月に支給する期末手当に関する特例措置）

第 2 条 令和 5 年 1 2 月に支給する期末手当に関して、第 3 2 条第 4 項中「1 0 0 分の 1 2 2． 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 2 5」と、「1 0 0 分の 1 0 2． 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 0 5」とする。

（令和 5 年 1 2 月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第 3 条 令和 5 年 1 2 月に支給する勤勉手当に関して、第 3 3 条第 4 項中「1 0 0 分の 1 0 2． 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 0 5」と、「1 0 0 分の 1 2 2． 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 2 5」とし、表（2）成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	一般の職員	特定幹部職員
特に優秀	1 0 0 分の 1 2 4 以上 1 0 0 分の 2 1 0 以下	1 0 0 分の 1 4 8 以上 1 0 0 分の 2 5 0 以下
優秀	1 0 0 分の 1 1 2． 5 以上 1 0 0 分の 1 2 4 未満	1 0 0 分の 1 3 3． 5 以上 1 0 0 分の 1 4 8 未満
良好	1 0 0 分の 1 0 1	1 0 0 分の 1 2 1
良好でない者	1 0 0 分の 1 0 1 未満	1 0 0 分の 1 2 1 未満

（給与の内払）

第 4 条 改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

（雑則）

第 5 条 前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則（令和 6． 6． 2 5 規則第 1 6 号）

この規則は、令和 6 年 6 月 2 5 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の第 3 3 条第 5 項の規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 7． 1． 2 8 規則第 2 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規則は、令和 7 年 1 月 2 8 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

（令和 6 年 1 2 月に支給する期末手当に関する特例措置）

第 2 条 令和 6 年 1 2 月に支給する期末手当に関して、第 3 2 条第 4 項中「1 0 0 分の 1 2 2． 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 2 7． 5」と、「1 0 0 分の 1 0 2． 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 0 7． 5」とする。

（令和 6 年 1 2 月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第 3 条 令和 6 年 1 2 月に支給する勤勉手当に関して、第 3 3 条第 4 項中「1 0 0 分の 1 0 2． 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 0 7． 5」と、「1 0 0 分の 1 2 2． 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 2 7． 5」とし、表（2）成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	一般の職員	特定幹部職員
特に優秀	1 0 0 分の 1 2 6． 5 以上 1 0 0 分の 2 1 5 以下	1 0 0 分の 1 5 0． 5 以上 1 0 0 分の 2 5 5 以下
優秀	1 0 0 分の 1 1 5 以上 1 0 0 分の 1 2 6． 5 未満	1 0 0 分の 1 3 6 以上 1 0 0 分の 1 5 0． 5 未満
良好	1 0 0 分の 1 0 3． 5	1 0 0 分の 1 2 3． 5
良好でない者	1 0 0 分の 1 0 3． 5 未満	1 0 0 分の 1 2 3． 5 未満

(給与の内払)

第4条 改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (令和7. 3. 19規則第11号)

(施行期日等)

第1条 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

第2条 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において別表第1から別表第4までの本給表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次条及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び別に定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における扶養手当は、改正後の第24条の規定にかかわらず、次項から第5項までに定めるとおりとする。

2 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族(第4項において「扶養親族たる父母等」という。)に係る扶養手当は、一般職員本給表(一)9級もしくは教育職員本給表6級の適用を受ける職員に対しては支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般職員本給表(一)8級もしくは教育職員本給表5級の適用を受ける職員に対しては支給しない。

3 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

4 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき11,500円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円(一般職員本給表(一)8級もしくは教育職員本給表5級の適用を受ける職員にあっては、3,500円)、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする。

5 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(単身赴任手当に関する経過措置)

第5条 改正後の第28条第3項の規定は、切替日前に新たに本学の職員となった者にも適用する。

（その他の経過措置）

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附則別表 号給の切替表(附則第2条関係) ア 一般職員本給表(一)の適用を受ける職員の
新号給

旧号俸	新号俸						
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6

38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			

85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

イ 一般職員本給表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号俸	新 号 俸	
	1 級	3 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	2
7	1	3
8	1	4
9	1	5
10	1	6
11	1	7
12	1	8
13	1	9
14	1	10

旧号俸	新 号 俸	
	1 級	3 級
71	55	67
72	56	68
73	57	69
74	58	70
75	59	71
76	60	72
77	61	73
78	62	74
79	63	75
80	64	76
81	65	77
82	66	78
83	67	79
84	68	80

15	1	11
16	1	12
17	1	13
18	2	14
19	3	15
20	4	16
21	5	17
22	6	18
23	7	19
24	8	20
25	9	21
26	10	22
27	11	23
28	12	24
29	13	25
30	14	26
31	15	27
32	16	28
33	17	29
34	18	30
35	19	31
36	20	32
37	21	33
38	22	34
39	23	35
40	24	36
41	25	37
42	26	38
43	27	39
44	28	40
45	29	41
46	30	42
47	31	43
48	32	44
49	33	45
50	34	46
51	35	47
52	36	48
53	37	49
54	38	50
55	39	51
56	40	52
57	41	53
58	42	54
59	43	55
60	44	56
61	45	57

85	69	81
86	70	82
87	71	83
88	72	84
89	73	85
90	74	86
91	75	87
92	76	88
93	77	89
94	78	90
95	79	91
96	80	92
97	81	93
98	82	94
99	83	95
100	84	96
101	85	97
102	86	98
103	87	99
104	88	100
105	89	101
106	90	102
107	91	103
108	92	104
109	93	105
110	94	106
111	95	107
112	96	108
113	97	109
114	98	110
115	99	111
116	100	112
117	101	113
118	102	114
119	103	115
120	104	116
121	105	117
122		118
123		119
124		120
125		121
126		122
127		123
128		124
129		125
130		126
131		127

62	46	58
63	47	59
64	48	60
65	49	61
66	50	62
67	51	63
68	52	64
69	53	65
70	54	66

132		128
133		129

ウ 教育職員本給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3
16	4	1	1	3
17	5	1	1	3
18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	
23	11	7	1	
24	12	8	1	
25	13	9	2	
26	14	10	2	
27	15	11	2	
28	16	12	2	
29	17	13	3	
30	18	14	3	
31	19	15	3	
32	20	16	3	
33	21	17	4	
34	22	18	4	
35	23	19	4	

旧号俸	新 号 俸			
	3 級	4 級	5 級	6 級
61	49	45	11	
62	50	46	11	
63	51	47	11	
64	52	48	11	
65	53	49	11	
66	54	50	12	
67	55	51	12	
68	56	52	12	
69	57	53	12	
70	58	54	12	
71	59	55	13	
72	60	56	13	
73	61	57	13	
74	62	58	13	
75	63	59	13	
76	64	60	14	
77	65	61	14	
78	66	62	14	
79	67	63	14	
80	68	64	14	
81	69	65	15	
82	70	66		
83	71	67		
84	72	68		
85	73	69		
86	74	70		
87	75	71		
88	76	72		
89	77	73		
90	78	74		
91	79	75		
92	80	76		
93	81	77		
94	82	78		
95	83	79		

36	24	20	4	
37	25	21	5	
38	26	22	5	
39	27	23	5	
40	28	24	5	
41	29	25	6	
42	30	26	6	
43	31	27	6	
44	32	28	6	
45	33	29	7	
46	34	30	7	
47	35	31	7	
48	36	32	7	
49	37	33	8	
50	38	34	8	
51	39	35	8	
52	40	36	8	
53	41	37	9	
54	42	38	9	
55	43	39	9	
56	44	40	9	
57	45	41	10	
58	46	42	10	
59	47	43	10	
60	48	44	10	

96	84	80		
97	85	81		
98	86	82		
99	87	83		
100	88	84		
101	89	85		
102	90			
103	91			
104	92			
105	93			
106	94			
107	95			
108	96			
109	97			
110	98			
111	99			
112	100			
113	101			
114	102			
115	103			
116	104			
117	105			

エ 医療職員本給表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸 3級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	2
7	3
8	4
9	5
10	6
11	7
12	8
13	9
14	10
15	11
16	12
17	13
18	14

旧号俸	新号俸 3級
43	39
44	40
45	41
46	42
47	43
48	44
49	45
50	46
51	47
52	48
53	49
54	50
55	51
56	52
57	53
58	54
59	55
60	56

旧号俸	新号俸 3級
85	81
86	82
87	83
88	84
89	85
90	86
91	87
92	88
93	89
94	90
95	91
96	92
97	93
98	94
99	95
100	96
101	97
102	98

19	15	61	57	103	99
20	16	62	58	104	100
21	17	63	59	105	101
22	18	64	60	106	102
23	19	65	61	107	103
24	20	66	62	108	104
25	21	67	63	109	105
26	22	68	64	110	106
27	23	69	65	111	107
28	24	70	66	112	108
29	25	71	67	113	109
30	26	72	68	114	110
31	27	73	69	115	111
32	28	74	70	116	112
33	29	75	71	117	113
34	30	76	72	118	114
35	31	77	73	119	115
36	32	78	74	120	116
37	33	79	75	121	117
38	34	80	76	122	118
39	35	81	77	123	119
40	36	82	78	124	120
41	37	83	79	125	121
42	38	84	80		

附 則（令和 7. 6. 24 規則第 17 号）

この規則は、令和 7 年 6 月 24 日から施行する。ただし、改正後の第 3 条第 1 項の規定は令和 8 年 1 月 1 日から適用するものとし、令和 7 年 12 月 31 日までは支給定日を 17 日とし、支給定日が日曜日に当たるときは 15 日（15 日が休日に当たるときは、18 日）に、支給定日が土曜日に当たるときは 16 日に、支給定日が休日に当たるときは 18 日に支給する。

附 則（令和 8. 1. 29 規則第 6 号）

この規則は、令和 8 年 1 月 29 日から施行する。

附 則（令 8. 2. 27 規則第 9 号）

この規則は、令和 8 年 2 月 27 日から施行し、令和 8 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（令 8. 3. 19 規則第 13 号）

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における第 27 条第 2 項第 2 号に定める通勤手当は、改正後の規定にかかわらず、次表に定めるとおりとする。

自動車等の使用距離	手 当 額
片道 5 km 未満	2, 000 円
片道 5 km 以上 10 km 未満	4, 200 円
片道 10 km 以上 15 km 未満	7, 300 円
片道 15 km 以上 20 km 未満	10, 400 円

片道 2 0 km以上 2 5 km未満	1 3 , 5 0 0 円
片道 2 5 km以上 3 0 km未満	1 6 , 6 0 0 円
片道 3 0 km以上 3 5 km未満	1 9 , 7 0 0 円
片道 3 5 km以上 4 0 km未満	2 2 , 8 0 0 円
片道 4 0 km以上 4 5 km未満	2 5 , 9 0 0 円
片道 4 5 km以上 5 0 km未満	2 9 , 1 0 0 円
片道 5 0 km以上 5 5 km未満	3 2 , 3 0 0 円
片道 5 5 km以上 6 0 km未満	3 5 , 5 0 0 円
片道 6 0 km以上	3 8 , 7 0 0 円

別表第1

一般職員本給表（一）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200		
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900		
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200		
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500		
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800		
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100		
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400		
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700		
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000		
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100			
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400			
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700			
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900			
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200			
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400			

52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700			
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900			
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200			
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500			
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800			
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000			
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300			
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600			
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800			
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000			
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300			
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600			
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800			
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000			
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300			
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600			
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800			
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000			
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300			
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600			
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800			
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000			
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300				
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600				
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800				
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000				
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300				
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600				
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800				
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000				
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300				
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600				
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800				
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000				
86	266,200	305,800	355,700						
87	266,500	306,100	356,100						
88	266,800	306,400	356,500						
89	267,100	306,700	356,700						
90	267,400	307,000	357,100						
91	267,700	307,300	357,500						
92	268,000	307,600	357,900						
93	268,300	307,800	358,100						
94		308,000	358,400						
95		308,300	358,800						
96		308,700	359,100						
97		308,900	359,400						
98		309,200	359,800						
99		309,500	360,200						
100		309,900	360,600						
101		310,100	361,100						
102		310,400	361,500						
103		310,700	361,900						
104		311,000	362,300						
105		311,200	362,800						
106		311,500	363,200						
107		311,800	363,500						
108		312,100	363,800						
109		312,300	364,200						
110		312,600							

111		313,000							
112		313,300							
113		313,500							
114		313,700							
115		314,000							
116		314,400							
117		314,600							
118		314,800							
119		315,100							
120		315,400							
121		315,700							
122		315,900							
123		316,200							
124		316,500							
125		316,800							
定年前 再雇用 短時間 勤務職員	基準 本給 月額	基準 本給 月額	基準 本給 月額	基準 本給 月額	基準 本給 月額	基準 本給 月額	基準 本給 月額	基準 本給 月額	基準 本給 月額
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400

備考 この表は、他の本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2

一般職員本給表（二）

職務 の級	1 級	2 級	3 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円
1	198,200	240,400	260,400
2	199,900	241,200	261,300
3	201,600	242,000	262,200
4	203,300	242,700	263,100
5	205,000	243,400	264,100
6	206,700	244,100	265,000
7	208,300	244,900	266,000
8	209,900	245,600	266,900
9	211,500	246,400	267,800
10	213,000	247,100	268,600
11	214,500	247,800	269,300
12	215,900	248,400	269,700
13	217,300	249,100	270,300
14	218,800	249,500	270,700
15	220,300	250,000	271,100
16	221,800	250,400	271,500
17	223,200	250,900	271,900
18	224,600	251,300	272,400
19	226,000	251,800	272,900
20	227,400	252,200	273,500
21	228,800	252,500	274,200
22	229,800	252,800	274,800
23	230,900	253,100	275,400
24	232,000	253,400	276,200
25	233,000	253,900	277,000
26	233,800	254,400	277,700
27	234,700	254,800	278,200
28	235,500	255,300	278,900
29	236,400	255,800	279,700
30	237,200	256,300	280,400
31	238,000	256,700	281,100
32	238,800	257,100	281,700
33	239,600	257,400	282,400
34	240,100	257,900	283,100
35	240,600	258,400	283,800
36	241,100	258,800	284,400
37	241,700	259,200	285,000
38	242,200	259,700	285,700
39	242,700	260,100	286,300
40	243,200	260,500	286,800
41	243,700	260,900	287,200
42	244,000	261,300	287,700
43	244,300	261,800	288,100
44	244,700	262,100	288,500
45	245,100	262,400	289,000
46	245,500	262,800	289,500
47	245,900	263,200	290,000
48	246,300	263,500	290,300
49	246,600	263,900	290,700
50	246,900	264,300	291,100
51	247,200	264,600	291,500

52	247,500	264,900	292,000
53	247,700	265,300	292,300
54	248,000	265,600	292,700
55	248,300	265,900	293,200
56	248,600	266,300	293,700
57	248,800	266,600	294,100
58	249,100	266,900	294,700
59	249,400	267,200	295,200
60	249,600	267,500	295,800
61	249,800	267,800	296,400
62	250,100	268,100	296,900
63	250,400	268,400	297,500
64	250,600	268,700	298,000
65	250,800	268,900	298,500
66	251,100	269,200	299,000
67	251,400	269,500	299,500
68	251,600	269,700	300,000
69	251,800	269,900	300,400
70	252,100	270,200	300,800
71	252,400	270,500	301,200
72	252,600	270,700	301,600
73	252,800	270,900	302,000
74	253,100	271,200	302,300
75	253,400	271,500	302,700
76	253,600	271,700	303,100
77	253,800	271,900	303,500
78	254,100	272,200	303,900
79	254,400	272,500	304,300
80	254,600	272,700	304,700
81	254,800	272,900	305,000
82	255,100	273,200	305,500
83	255,300	273,500	305,900
84	255,600	273,700	306,400
85	255,800	273,900	306,700
86	256,000	274,100	307,200
87	256,300	274,400	307,700
88	256,600	274,700	308,000
89	256,800	274,900	308,400
90	257,100	275,100	308,900
91	257,400	275,400	309,400
92	257,600	275,600	309,900
93	257,800	275,900	310,200
94	258,100	276,200	310,600
95	258,400	276,500	311,000
96	258,600	276,700	311,500
97	258,800	276,900	311,900
98	259,100	277,200	312,300
99	259,400	277,400	312,600
100	259,600	277,700	312,900
101	259,800	277,900	313,200
102	260,100	278,100	313,600
103	260,400	278,400	313,900
104	260,600	278,700	314,300
105	260,800	278,900	314,600
106		279,100	315,000
107		279,400	315,400
108		279,600	315,600
109		279,900	315,800
110		280,200	316,100

111	280,500	316,400
112	280,700	316,600
113	280,900	316,800
114	281,200	317,100
115	281,400	317,400
116	281,600	317,600
117	281,900	317,800
118	282,200	318,100
119	282,500	318,400
120	282,700	318,600
121	282,900	318,800
122	283,100	319,100
123	283,400	319,400
124	283,700	319,600
125	283,900	319,800
126	284,100	320,100
127	284,400	320,400
128	284,700	320,600
129	284,900	320,800
130	285,100	
131	285,400	
132	285,700	
133	285,900	
134	286,100	
135	286,400	
136	286,700	
137	285,100	

備考 この表は、自動車運転の業務に従事する職員に適用する。

別表第3

教育職員本給表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	230,900	275,700	354,200	408,200	480,200	580,500
2	233,500	277,900	355,800	409,800	488,400	587,500
3	235,900	280,000	357,400	411,100	496,900	593,300
4	238,300	281,900	358,900	412,300	505,300	598,200
5	240,700	283,700	360,400	413,500	513,500	602,100
6	243,100	285,200	362,000	414,500	521,200	605,000
7	245,600	286,700	363,600	415,500	528,700	607,200
8	248,100	288,200	365,100	416,400	535,900	609,200
9	250,500	290,000	366,500	417,300	542,500	
10	252,300	291,900	368,500	418,300	547,700	
11	254,100	293,700	370,500	419,400	552,300	
12	255,900	295,600	372,400	420,500	556,600	
13	257,700	297,600	374,200	421,500	559,700	
14	259,200	299,600	375,800	422,600	562,500	
15	260,800	301,600	377,400	423,600	565,200	
16	262,300	303,600	378,800	424,600	567,600	
17	263,800	305,500	380,100	425,600	569,600	
18	265,200	308,000	381,600	426,700		
19	266,500	310,700	382,800	427,800		
20	267,900	313,300	384,100	428,900		
21	269,200	315,900	385,400	429,900		
22	270,500	318,300	386,600	431,000		
23	271,900	320,700	387,800	432,100		
24	273,200	322,900	388,900	433,200		
25	274,700	325,100	390,000	434,100		
26	276,300	327,100	391,300	435,200		
27	277,900	329,100	392,600	436,200		
28	279,500	331,100	393,900	437,200		
29	281,000	333,100	395,100	438,100		
30	282,700	335,000	396,400	439,200		
31	284,400	336,900	397,700	440,200		
32	286,200	338,800	398,900	441,300		
33	288,000	340,600	400,100	442,300		
34	289,200	342,500	401,300	443,500		
35	290,400	344,400	402,500	444,600		
36	291,500	346,300	403,600	445,800		
37	292,500	348,000	404,600	446,500		
38	293,500	349,200	405,800	447,400		
39	294,500	350,300	406,900	448,300		
40	295,500	351,300	407,900	449,100		
41	296,400	351,800	409,000	449,900		
42	297,500	352,200	410,200	450,800		
43	298,600	352,600	411,300	451,600		
44	299,500	352,900	412,400	452,300		
45	300,400	353,400	413,300	453,000		
46	301,400	353,900	414,300	453,900		
47	302,300	354,400	415,300	454,800		
48	303,200	354,700	416,200	455,700		
49	304,100	355,000	417,400	456,600		
50	304,500	355,300	418,700	457,500		
51	304,900	355,600	420,100	458,500		

52	305,300	355,900	421,400	459,400		
53	305,700	356,300	422,200	460,400		
54	306,100	356,600	423,200	461,400		
55	306,400	357,000	424,200	462,300		
56	306,700	357,300	425,300	463,300		
57	307,100	357,600	426,200	464,200		
58	307,500	358,000	426,900	465,100		
59	308,000	358,300	427,700	466,000		
60	308,300	358,700	428,400	467,000		
61	308,600	359,000	429,100	467,800		
62	308,900	359,300	429,900	468,200		
63	309,200	359,700	430,700	468,800		
64	309,600	360,000	431,300	469,400		
65	310,000	360,300	431,900	470,100		
66	310,300	360,700	432,400	470,800		
67	310,700	361,000	432,800	471,100		
68	311,000	361,400	433,200	471,700		
69	311,400	361,800	433,500	472,100		
70	311,700	362,100	433,800	472,500		
71	312,100	362,500	434,100	472,800		
72	312,500	362,900	434,500	473,100		
73	312,800	363,200	434,800	473,400		
74	313,100	363,600	435,100	473,700		
75	313,500	364,000	435,500	474,000		
76	313,800	364,400	435,900	474,300		
77	314,100	364,700	436,200	474,600		
78	314,400	365,100	436,500	475,000		
79	314,800	365,500	436,900	475,300		
80	315,100	366,000	437,200	475,600		
81	315,400	366,500	437,500	475,900		
82	315,700	367,100	437,900	476,300		
83	316,000	367,800	438,200	476,600		
84	316,400	368,400	438,500	476,900		
85	316,700	369,000	438,800	477,200		
86	317,100	369,600	439,100			
87	317,500	370,200	439,300			
88	317,900	370,800	439,600			
89	318,200	371,300	439,900			
90	318,500	371,700	440,200			
91	318,800	372,000	440,400			
92	319,200	372,400	440,700			
93	319,600	372,800	441,000			
94	320,000	373,200	441,300			
95	320,400	373,600	441,600			
96	320,800	374,000	441,900			
97	321,200	374,600	442,200			
98	321,700	375,100	442,500			
99	322,200	375,500	442,800			
100	322,800	376,000	443,100			
101	323,100	376,400	443,400			
102	323,400	376,900	443,700			
103	323,600	377,200	444,000			
104	323,900	377,500	444,300			
105	324,200	378,000	444,500			
106	324,500	378,400				
107	324,800	378,900				
108	325,000	379,400				
109	325,300	379,800				
110	325,600	380,300				

111	325,900	380,700				
112	326,300	381,100				
113	326,600	381,500				
114	326,900	381,900				
115	327,200	382,300				
116	327,500	382,700				
117	327,700	383,100				
118	328,000	383,500				
119	328,400	383,900				
120	328,800	384,300				
121	329,000	384,600				
122	329,300	385,000				
123	329,600	385,400				
124	330,000	385,700				
125	330,200	386,100				
126	330,400	386,600				
127	330,700	387,100				
128	331,000	387,500				
129	331,200	387,900				
130	331,500	388,400				
131	331,900	388,900				
132	332,100	389,400				
133	332,300	389,900				
134	332,600	390,400				
135	332,900	390,900				
136	333,100	391,400				
137	333,300	391,900				
138	333,500	392,400				
139	333,700	392,900				
140	334,000	393,400				
141	334,400	393,900				
142	334,700					
143	335,000					
144	335,300					
145	335,700					
146	336,000					
147	336,200					
148	336,500					
149	336,800					
150	337,100					
151	337,400					
152	337,600					
153	337,900					
154	338,200					
155	338,500					
156	338,800					
157	339,000					

備考 この表は、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で学長が定めるものに適用する。

別表第4

医療職員本給表

職務 の級	1 級	2 級	3 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円
1	221,700	254,700	293,900
2	223,600	256,800	294,400
3	225,400	259,000	294,900
4	227,100	261,200	295,400
5	228,800	263,400	295,800
6	230,700	264,400	296,300
7	232,500	265,200	296,800
8	234,200	266,100	297,200
9	235,900	266,900	297,600
10	237,800	268,000	298,100
11	239,700	269,100	298,600
12	241,600	270,000	299,100
13	243,400	270,800	299,500
14	245,400	271,500	300,000
15	247,400	272,200	300,400
16	249,400	273,000	300,900
17	251,400	274,100	301,400
18	253,400	275,000	301,800
19	255,500	275,900	302,300
20	257,500	276,800	302,700
21	259,400	277,800	303,200
22	260,600	278,800	303,600
23	261,700	279,700	304,100
24	262,800	280,700	304,500
25	263,900	281,500	305,000
26	264,700	282,400	305,600
27	265,600	283,300	306,300
28	266,400	284,200	307,000
29	267,200	285,200	307,700
30	267,900	285,900	308,400
31	268,600	286,600	309,100
32	269,300	287,300	309,900
33	270,100	287,900	310,600
34	270,700	288,500	311,400
35	271,300	289,000	312,100
36	271,800	289,400	312,800
37	272,400	289,800	313,500
38	273,100	290,400	314,300
39	273,800	290,900	315,100
40	274,500	291,300	315,900
41	275,200	291,700	316,500
42	275,800	292,200	317,400
43	276,500	292,600	318,400
44	277,100	293,100	319,300
45	277,900	293,600	320,100
46	278,600	294,000	321,100
47	279,300	294,500	322,100
48	279,900	294,900	323,000
49	280,400	295,400	323,900
50	280,900	295,800	324,800
51	281,300	296,300	325,800

52	281,700	296,800	326,800
53	282,000	297,200	327,600
54	282,500	297,600	328,500
55	282,900	298,100	329,500
56	283,300	298,500	330,400
57	283,700	299,000	331,300
58	284,100	299,700	332,200
59	284,400	300,400	333,200
60	284,700	301,100	334,100
61	285,100	301,800	335,000
62	285,500	302,700	336,100
63	285,900	303,600	337,300
64	286,200	304,300	338,500
65	286,500	305,000	339,200
66	286,900	305,900	340,300
67	287,300	306,700	341,400
68	287,600	307,500	342,300
69	288,000	308,200	343,400
70	288,500	309,100	344,100
71	288,900	310,000	345,200
72	289,200	310,800	346,300
73	289,600	311,700	347,400
74	290,100	312,500	348,600
75	290,600	313,400	349,700
76	291,100	314,300	350,800
77	291,600	315,100	351,900
78	292,100	316,000	353,000
79	292,700	317,000	354,000
80	293,100	317,900	355,100
81	293,600	318,400	356,000
82	294,000	319,200	357,000
83	294,500	320,100	357,900
84	295,000	320,900	358,900
85	295,400	321,700	359,800
86	295,800	322,600	360,600
87	296,300	323,600	361,400
88	296,800	324,600	362,200
89	297,200	325,500	362,800
90	297,700	326,500	363,400
91	298,200	327,500	364,000
92	298,700	328,500	364,600
93	299,200	329,300	365,000
94	299,600	330,000	365,400
95	300,100	330,700	365,900
96	300,700	331,300	366,300
97	301,300	331,800	366,800
98	301,800	332,100	367,200
99	302,300	332,600	367,700
100	302,800	333,200	368,100
101	303,200	333,600	368,400
102	303,700	334,100	368,900
103	304,100	334,700	369,200
104	304,500	335,200	369,500
105	304,900	335,600	369,900
106	305,300	336,100	370,400
107	305,700	336,600	370,900
108	306,000	337,100	371,400
109	306,200	337,500	371,900
110	306,500	337,800	372,400

111	306,700	338,100	372,900
112	307,000	338,400	373,300
113	307,300	338,700	373,700
114	307,500	339,100	374,100
115	307,800	339,400	374,600
116	308,000	339,700	375,100
117	308,300	339,900	375,500
118	308,500	340,200	376,000
119	308,800	340,500	376,500
120	309,100	340,700	377,000
121	309,400	340,900	377,300
122	309,700	341,200	
123	310,000	341,500	
124	310,300	341,800	
125	310,500	342,000	
126	310,700	342,300	
127	311,000	342,600	
128	311,400	342,800	
129	311,600	343,000	
130	311,900	343,200	
131	312,200	343,500	
132	312,600	343,700	
133	312,800	344,000	
134	313,100	344,400	
135	313,400	344,800	
136	313,700	345,200	
137	313,900	345,500	
138	314,200	345,900	
139	314,500	346,300	
140	314,800	346,700	
141	315,000	347,000	
142	315,300	347,400	
143	315,700	347,700	
144	316,000	348,100	
145	316,200	348,400	
146	316,400	348,800	
147	316,700	349,200	
148	317,000	349,600	
149	317,200	349,900	
150	317,400	350,300	
151	317,700	350,700	
152	318,000	351,100	
153	318,400	351,400	
154	318,600		
155	318,800		
156	319,100		
157	319,400		
158	319,700		
159	320,000		
160	320,300		
161	320,700		
162	321,000		
163	321,300		
164	321,600		
165	322,000		
166	322,300		
167	322,600		
168	322,900		
169	323,300		

定年前 再雇用 短時間 勤務職員	基準本給月額	基準本給月額	基準本給月額
	248,800	269,700	277,300

備考 この表は、保健管理センターに所属する保健師に適用する。

別表第5

勤 務 箇 所	職 員	調 整 数
大学院体育学研究科	(1) 博士後期課程の授業を常時担当する教授、准教授、講師又は助教、又は主任若しくは副主任として学生に対する研究指導に従事する者	2
	(2) 修士課程の授業を常時担当する教授、准教授、講師又は助教、又は主任若しくは副主任として学生に対する研究指導に従事する者	1
	(3) 体育学研究科に在学する学生の指導に常時従事する助教又は助手で、博士の学位を有する者又はそれと同等の研究業績を有する者	

別表第6 調整基本額表

教育職員本給表

職務の級	調 整 基 本 額
2級	10,500 円
3級	11,900 円
4級	12,700 円
5級	15,000 円
6級	16,300 円